

放送が禁止された歌

～沖縄県内放送メディアにおける 歌謡曲自主規制の現状と課題～

The Popular Song in which Broadcast was Forbidden
: The Actual Condition and Problems of Self-imposed Control System
in Okinawa Broadcasting Station

山口真也¹・伊佐常利²

<解説>

日本文化学科人文情報コースでは、大学内での文化研究の成果を、さまざまな情報メディアを通じて、地域・世界へと発信することを目的としている。その試みの一つとして、2003年度より、玉城毅先生(地域データベース演習)のご指導の下で、「FM たまん」(JOZZ0AC-FM 76.3MHz 10W)という地域FM放送局の日曜日午後2時～3時の1時間枠をいただき、学生がパーソナリティをつとめる番組「沖国大ラジオゼミ」を制作している。

文化情報学ゼミにおいて、今年度取り組んだテーマの一つが「放送禁止歌」である。「放送禁止歌」とは、テレビ局やラジオ局などの放送メディアにおいて、わいせつ、反社会性、思想的偏りなどを理由として、放送が禁止された歌謡曲を指す。本ゼミでは8月にラジオ番組の中で取り上げるテーマとしてこの「放送禁止歌」を選択し、各自が分担してそれぞれの分野の放送禁止歌の音源を収集、さらに、10月上旬より沖縄県内の放送メディアにおける歌謡曲自主規制の現状を調査し、その課題について議論、その結果報告として1時間のラジオ番組を制作し、2003年11月2日に放送した。

その後、ラジオ番組制作のために使用した台本をもとに、伊佐常利が「放送が禁止された歌」と題したエッセイを作成し、「沖縄国際大学図書館論文エッセイコンテスト」に応募した。当初、伊佐はエッセイを執筆する予定であったが、放送禁止歌の概念の説明、アンケート調査結果、考察などを書き記すうちに、エッセイの規定の分量(4,000字)には収まらず、論文として提出することとなった。伊佐の論文は、学術論文としてはまだまだ未完成部分も多かったが、そのテーマの斬新さ、調査にかかる労力などが高く評価され、厳正な審査の結果、4年ぶりの最優秀賞を受賞することとなった。

本論文では、伊佐常利が記した小論をゼミ担当者である山口真也が修正を行い、また、コンテスト提出時に字数制限のために書ききれなかった部分を大幅に加えて再構成したものである。

¹ 沖縄国際大学総合文化学部日本文化学科助教授

² 沖縄国際大学総合文化学部日本文化学科

目次

はじめに	p52
1. 放送禁止歌とは何か?	p53
1.1 放送禁止歌の制度	p53
1.1.1 放送禁止歌制度と自主規制	p53
1.1.2 放送禁止歌制度の法的根拠	p54
1.1.3 放送禁止歌制度の内容と強制力	p55
1.1.4 放送禁止歌制度の現在	p56
1.2 放送禁止歌の種類	p57
1.2.1 わいせつ歌謡	p58
1.2.2 プロテストソング	p60
1.2.3 差別歌謡	p62
1.2.3.1 差別語を含む歌謡曲	p62
1.2.3.2 差別的な意識を持つ歌謡曲	p64
1.2.3.3 差別問題をテーマとした歌謡曲	p65
1.2.4 犯罪助長・不謹慎など	p66
2. 沖縄県内の放送禁止歌制度に関する調査	p68
2.1 調査の方法	p68
2.1.1 調査対象・調査期間	p68
2.1.2 調査方法	p69
2.1.3 調査結果	p69
2.2 分析 ～沖縄県内の放送禁止歌制度の現状	p70
2.2.1 放送前のチェックについて	p70
2.2.2 放送前のチェック担当者について	p70
2.2.3 規制される歌謡曲の内容について	p71
3. 考察 ～放送禁止歌制度の課題	p73
3.1 歌謡曲規制の必要性	p73
3.1.1 「表現の自由」を保障するための自主規制	p73
3.1.2 歌謡曲規制の実態と矛盾	p74
3.1.3 歌謡曲規制の限界	p76
3.2 規制方法にみる問題点と今後の課題	p77
3.2.1 表現者と第三者による審議	p77
3.2.2 規制理由の公表	p78
3.2.3 放送メディアに課せられた責任の自覚	p79
3.3 放送禁止歌をテーマとしたラジオ番組製作	p80
おわりに	p81
謝辞	p81
参考文献	p82
資料	
1. アンケート依頼文書	p82
2. アンケート用紙	p82
3. アンケート礼状	p82

はじめに

8月の始め、筆者は『放送禁止歌』というタイトルの本に出会った。森達也氏が2000

年7月に発表したルポルタージュであり、この本には、テレビやラジオにおいて「放送が禁止された歌」というものが存在することが記されていた。いわゆる「差別語」やおいせつな言葉を禁止する「放送禁止用語」というものがあるのならば、メロディに歌詞をのせる歌謡曲の中にも放送できない歌というものがあってもおかしくはない。しかし、筆者はこれまで放送できない歌というものが存在することすら考えたことがなかった。驚きであると同時に、どのような歌がどのような理由で放送禁止になるのか、また、沖縄県内にも放送禁止歌という制度が存在するのか、という問題に大変興味を持った。

今回の論文では、森達也氏の『放送禁止歌』というルポルタージュを参考に、これまでの放送禁止歌の歴史をふまえ、沖縄県内の放送メディアにおける放送禁止歌制度、つまり歌謡曲規制の現状を調査し、放送禁止歌制度の課題について考えてみたい。

1. 放送禁止歌とは何か？

世の中では、「放送禁止歌」という制度はもちろん、言葉そのものもほとんど認識されていないだろう。第1章では、放送禁止歌制度の問題点について考える準備として、その歴史を振り返りながら、その制度の内容と放送禁止歌の種類をいくつか紹介してみたい。

1.1 放送禁止歌の制度

1.1.1 放送禁止歌制度と自主規制

日本では、「表現の自由」という権利が憲法において保障されている。憲法第21条「集会・結社・表現の自由、通信の秘密」によると、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する」とある。具体的には、国家や自治体などの公権力機関が書籍・新聞・映画・放送あるいは信書などにより表現される内容について、干渉したり、事前に強制的に調べたり、その公表を差し止めたりすることは一切禁止されている。よって、日本において、何らかの表現行為が法律上禁止されるということは原則としてありえない。ポップスやロックなどの「歌謡曲」³もまた表現行為の一種であるから、基本的にはどのような内容の楽曲であるとしても、そうした楽曲を作成し、発表する行為(表現行為)そのものが法律によって禁止されることはないのである。

とすれば、本論文が取り上げる放送禁止歌制度とは、法律や条例によって音楽表現を規制することではない。ならば誰がどのように、どのような内容の歌謡曲の放送を禁止するのだろうか。

森達也氏によると、放送禁止歌とは、テレビやラジオの放送メディアにおいて放送することが自粛された歌であるという。つまり、放送禁止歌制度とはあくまでも、放送団体の「自主規制」を意味している。自主規制とは、「個人や団体が、他との摩擦や権力の介入を防ぐため、自発的にその活動の一部に制限を加えること」⁴と定義される。詳しくは3.において述べるが、表現活動や報道活動に関する自主規制の多くは、表現活動や報道活動による人権侵害と国民の被害感情を利用した公権力によるメディアへの介入を前提として存在するものであり、そうした公権力がメディアに与える干渉を事前に防ぎ、国民の表現の自由とその表裏一体の権利である「知る自由」(知る権利とも呼ばれる⁵)を守ることを目的としている。放送メディアにおける「放送禁止用語制度」⁶や、出版メディアにおける「雑誌

³ 本研究では、昭和初期以後の楽曲で、主にラジオ、テレビ、レコード、映画などを通じて、不特定多数(大衆)に公表することを前提として制作された歌曲を「歌謡曲」と呼ぶ。

⁴ 『大辞林』第二版、三省堂、2001

⁵ 「マスコミュニケーションにおける送り手の活動の自由を要求するものであり、民衆一人一人が国政に関する情報を請求する権利」(『現代用語の基礎知識』2003, 自由国民社, 2003, p763)

⁶ 「禁止語・不快用語」という用語が使用されることもある。(時事通信社編『記事スタイルブック - 記者のための新用字用語集-』時事通信社, 1981, p413、共同通信社編『記者ハンドブック』共同

編集倫理綱領」⁷、映画業界における「映画倫理規定」などがこの代表例と言ってよいだろう。放送禁止歌制度とは、放送メディアが独自の判断でその内容を審査し、放送するのにふさわしくないと自主的に判断した歌謡曲のことを指しているのである。

1.1.2 放送禁止歌制度の法的根拠

では、放送禁止歌制度とは具体的にどのようなシステムを意味するだろうか？ まず名称についてみると、森達也氏がその著書『放送禁止歌』の中で取り上げている「放送禁止歌」という用語はあくまでも放送業界内での俗称であり、正式名称では「要注意歌謡曲」という。

要注意歌謡曲の決定は日本民間放送連盟(通称「民放連」)によって行われる。日本民間放送連盟とは、一般放送(民放)事業者を会員とする社団法人であり、「日本初の民間放送として予備免許を受けたラジオ16社の代表が、1951年7月20日、東京の日本工業倶楽部において、任意団体としての創立を決議・発足、翌1952年、電波監理委員会に公益法人の申請を行い、同年4月21日、許可を受け、(中略)誕生」した組織である。その目的は「民放共通の問題を処理し、民放の公共的使命(を)達成」することにあり⁸、定款第3条には「この法人は、放送倫理水準の向上をはかり、放送事業を通じて公共の福祉を増進し、その進歩発展を期するとともに、一般放送事業者共通の問題を処理し、あわせて相互の親ぼくと融和をはかることを目的とする」と明記されている⁹。つまり、民放連とは、1.1.1で紹介した、テレビ局やラジオ局が作る自主規制団体であると考えられるだろう。

日本民間放送連盟は、放送倫理水準の向上を図るために、連盟に加入する各放送団体が放送において守るべきガイドラインとして、「日本民間放送連盟放送基準」を作成している。森達也氏によると、放送禁止歌制度の理論的根拠はこの「放送基準」にあると考えられている¹⁰。「放送基準」は18章からなる自主規制であり、特に第8章の「表現上の配慮」では「放送内容は、放送時刻に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにすること、具体的には「不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける」ことや「心中・自殺は、古典または芸術作品であっても取り扱いを慎重にする」ことなどが挙げられている。第8章の終わりには、別記として「放送音楽などの取り扱い内規」が挙げられ、具体的に、公序良俗に反し、青少年に悪影響を及ぼすと思われる歌謡曲に対する処置が記述されている。放送禁止歌制度、つまり要注意歌謡曲を指定する制度(「要注意歌謡曲指定制度」と呼ぶ)とはこの内規に基づく、音楽表現に対する自主規制であると考えられることができる。

すでに述べたように、放送禁止歌制度と同様に、日本民間放送連盟放送基準そのものは自主規制の一つであり、法的な強制力はない(罰則もない)。ただし、放送基準の背景には「放送法」の存在があり、その第1条2号には「放送の不偏不党、真実及び自律を保証することによって、放送による表現の自由を保障すること」が挙げられている。森達也氏によるとこの条文が根拠となって「不偏不党」というスローガンが生まれ、そこから「政治的中立」や「公序良俗に反しない」といった放送基準、放送倫理が生み出されることになったという。放送禁止歌制度とは、あくまでも表現の自由を守ることを目的とした放送メディアによる自主規制の一つではあるが、ある面では法的に強制された基準であるとも言えるだろう。なお、森氏は、放送法において「不偏不党」というスローガンを挙げるのが放送メディアにおける表現の自由、報道の自由を制約するという性質を持つということに関して、「憲法違反という見方もできる」と指摘している¹¹。

放送法において規定される「不偏不党」(いずれの主義や党派にも加わらないこと、自由・

通信社, 1981, p111)

⁷ 「雑誌編集倫理綱領」<http://www.j-magazine.or.jp/FIPP/FIPPJ/B/rinri.html>

⁸ 社団法人日本民間放送連盟作成「沿革と目的」<http://www.nab.or.jp/htm/org/forg.html>

⁹ 社団法人日本民間放送連盟作成「定款」<http://www.nab.or.jp/htm/org/>

¹⁰ 森達也著『放送禁止歌』解放出版社, 2000, p89

¹¹ 森達也著『放送禁止歌』解放出版社, 2000, p90

公正な立場をとること)という理念は、放送禁止歌を決定する理論的根拠となる「放送音楽などの取り扱い内規」において以下のように反映されている。

表1 放送音楽などの取り扱い内規 (平成2年改訂)

<p>I. 歌謡曲その他の音楽については、公序良俗に反し、または家庭、特に青少年に好ましくない影響を与えるものを放送に使用することは差し控える。放送に使用することの適否を判断するにあたっては、放送基準各条のほか、次の各号による。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 人種・民族・国民・国家について、その誇りを傷つけるもの、国際親善関係に悪い影響を及ぼすおそれのあるものは使用しない。2. 個人・団体・職業などをそしるとか、軽蔑するとか、その名誉を傷つける表現をしているものは使用しない。3. 心身に障害のある人々の感情を傷つけるおそれのあるものは使用しない。4. 違法・犯罪・暴力などの反社会的な言動を扱い、共感を覚えさせ、もしくは好奇心を抱かせるおそれのあるものは使用しない。5. 情事を露骨に、あるいは扇情的に表現しているもの、肉体関係を連想させるおそれのあるものは使用しない。6. 不純な享楽や不倫な関係などを扱い、社会の秩序を損なうおそれのあるものは使用しない。7. 男女の性的特徴を扱い、品位に欠けるものは使用しない。8. 頹廢的・虚無的・厭世的あるいは自暴自棄的で、著しく暗い印象を与えるものは使用しない。9. 卑猥・不潔・下品・愚劣など、不快な印象を与えるものは使用しない。10. 表現が暗示的、あるいは曖昧であっても、その意図するところが民放連放送基準に触れるものは使用しない。 <p>II. (1) 日本民間放送連盟放送基準審議会の下部機構として、放送音楽事例研究懇談会を置く。放送音楽事例研究懇談会は、委員(考査責任者または音楽資料責任者)若干名で構成し、当分の間、アドバイザー(放送基準審議会委員)を置くこととする。放送音楽事例研究懇談会は、民放各社が歌謡曲その他の音楽につき放送に使用することの適否を自主的に判断するために参考となる意見を述べることをその職務とする。</p> <p>(2) 民放各社は、歌謡曲など特定の曲を放送に使用することの適否について、放送音楽事例研究懇談会の意見を求めることができる。放送音楽事例研究懇談会の意見は民放全社に知らせて、その参考に供する。</p> <p>(3) 放送音楽事例研究懇談会は、民放各社の自主的判断のため参考になると認める時は、特に意見を求められていない曲についても、その意見を民放全社に知らせることができる。</p> <p>《注記》 なお、「要注意歌謡曲」の指定制度は昭和58年に廃止され、要注意の指定から5年を経過するまでの間、経過期間として指定の効力は継続したが、その期間も昭和62年に満了し、「要注意歌謡曲一覧表」は消滅した。</p>
--

1.1.3 放送禁止歌制度の内容と強制力

では、放送禁止歌制度とは具体的にどのような指定制度であったのだろうか。当時配布されていた「要注意歌謡曲一覧表」によると、その指定は、歌謡曲の歌詞とメロディを総合的に判断して行われ、3つの取り扱いがあったと伝えられている。第一に、歌詞・メロディとも一切放送禁止の歌は「Aランク」とされる。第二に、メロディは使用して良いが歌詞は放送してはいけない歌は「Bランク」、第三に不適當な箇所を削除または改訂すれば使用が許される歌は「Cランク」となる。要注意歌謡曲一覧表では、民放連によって「要注意」の決定を受けた楽曲1曲ごとにこのランクがつけられ、各放送局に配布されていたと言われている。

放送禁止歌制度の目的は、その他の表現分野における自主規制と同様に、音楽表現活動の自律的な規制にある。森氏の取材によると、要注意歌謡曲一覧表の作成が始まった経緯としては「膨大な数の歌が毎年作られ」ており、「その全てを各放送局の担当者がチェック

することは労力も大変だし無駄も多い」ということが挙げられる。また放送局によって「バラツキがあってはよくないだろうという意見」もあったことから「民放連でまとめて一覧の形で呈示して、個々の歌についてはその後それぞれの放送局で判断すればよいとの趣旨」のもとで作られたものが要注意歌謡指定制度であったという¹²。

よって、放送禁止歌制度とは、放送業界内での自主規制ではあっても、それはあくまでもガイドラインであり、その規制においては、法的な強制力はもちろん、罰則が科せられるものでもなかった。例えば、ゲーム業界の自主規制では、倫理規定に反したゲームソフトが作成される場合には発売禁止などの措置がとられることもある。映画業界の自主規制(映倫)では、審査に合格しない作品を商業映画館が無断で上映した場合は、その他の映画作品の配給をストップすることもあるという。こうした他の業界での自主規制と比較すれば、その内容は非常にゆるやかなものであり、決してこの制度そのものが歌謡曲を強圧的に放送禁止扱いにしていたわけではないことが分かる。事実、要注意歌謡曲一覧表の中には「注2」として「ある曲を放送に使用することの適否は、究極的には各社で判断していただくべきことです」と述べられ、「この要注意歌謡曲一覧表は放送基準の精神に基づく一つの範例として、放送音楽の取り扱いについて各社の自主規制の参考にさせていただくためのものです」と記されている。

ではなぜ、要注意歌謡指定制度は、こうした緩やかな規制内容となっているのだろうか。音楽業界にはそもそも、歌謡曲を作り出す機関である「レコード会社」による自主規制も存在している。「レコード製作基準」(通称「レコ倫」)による自主規制であり、日本国内のメジャーレーベルからシングル・アルバムを発売する前にはレコード製作基準管理委員会によって審査が行われ、基準に反する場合は、その発売の中止または修正指示が行われるという。つまり、放送禁止歌制度という自主規制は、すでにレコ倫による審査をパスした楽曲、またはインディーズレーベルから発売される楽曲に対する補完的な規制という側面を持つことから、他の業界と比較して、緩やかな措置がとられていたとも考えられるのである。

とはいえ、放送禁止歌制度は、「放送禁止」という強圧的な俗称からも分かるように、決して補完的なイメージで語られることはない。森達也氏によると、一般に、放送禁止歌の問題が語られる際には、「最終的な判断をするのは放送主体である放送局」という意識はほとんどなく、「民放連が規制の主体」であるかのような誤解が多くの放送関係者に定着してしまっている(いた)部分もあるという。さらに、その誤解が一人歩きして、問題が複雑になってしまっており、実際に森氏もまた、放送禁止歌制度について調べる前はそれが単なるガイドラインではなく、民放連による強制力を持った自主規制であると考えていたとのことである。そして、音楽制作者や番組制作者の一部にも依然としてこの誤解は根強く存在していると言われている。

森氏の取材に対して民放連の村澤繁夫氏は次のように答えている。「強制力なんてあるはずがないし、放送したとあって別にペナルティも発生しません。それなのに民放連が規制したと皆が思いこんでいる」

世の中に伝えられている放送禁止歌制度とは、あくまでも民放連による放送基準を示したガイドラインによるものであり、歌謡曲の放送を禁止する強制力を持つ制度ではない。よって、その判断主体は今も昔も変わらず各放送局であり、民放連ではない。このことは、その名称があくまで「要注意歌謡曲」と控えめなものであり、「放送禁止歌」という有無も言わせない圧迫感のあるものではないことから分かるだろう。

1.1.4 放送禁止歌制度の現在

次に、放送禁止歌制度の現状についてみてみよう。表1からも分かるように、「要注意歌謡曲指定制度」というものは、現在はすでに存在しない。民放連による指定制度そのもの

¹² 森達也著『放送禁止歌』解放出版社、2000、p50-51(民放連村澤繁夫氏のコメントより)

のはすでに1983年に廃止されており、その後5年を経過するまでの間、指定の効力は継続したが、その期間も1987年に満了している。かつて行われていた、注意を要する歌謡曲ごとのABCランク付けリスト、つまり「要注意歌謡曲一覧表」の配布はすでに行われていないのである。

世に言われる「放送禁止歌」制度の内容が、実は単なる要注意歌謡曲の指定制度であり、その取り扱いは各放送局に任せられていたこと、つまり強制力や罰則が存在したわけではなかったことはすでに述べた。そして、その制度そのものも15年以上も前に消滅している。森氏はこうした状況が明らかになったことに対して、「過去においても、そしてもちろん現在も、放送禁止歌はどこにも存在などしていなかった」と語っている。

では、放送禁止歌というものは本当に存在しないのだろうか。森氏はこう自問して「誰もが「放送を規制するシステム」がどこかにあるものと思いこんでいた」と指摘している¹³。事実、森氏のインタビューでは、かつて放送禁止指定を受けたことがある多くの歌手や音楽制作者がその制度の存在をまったく疑っておらず、現在も存続していると信じている。ではなぜこうした誤解が生じるのだろうか。

一つの理由は、放送禁止歌制度に対する誤解が歌手側、音楽制作者だけでなく、一部、放送する側、つまり「テレビ業界人」にもあったということが挙げられる。繰り返せば、テレビ番組製作会社に勤めていた森氏もまた、今回の取材を始めるまでは放送禁止歌制度は民放連による強制力、罰則を伴ったものであり、現在も存続するものであると考えたいという。森氏曰く「放送禁止歌が既成の存在であることに、疑問や疑いを持つ者は僕を含めて一人もいなかったのである」。

第二の理由は、かつての要注意歌謡曲指定制度そのものは存続しなくなったが、「放送音楽などの取り扱い内規」そのものは依然として存在することが挙げられる。民放連に所属しないNHKにも同様の取り扱い規定は存在すると言われており(1.2.1参照)、現在は各放送局が独自に歌謡曲の放送を決定している。民放連による要注意歌謡曲の指定制度そのものは存在しないが、「放送音楽などの取り扱い内規」に基づく放送の可否の決定は当然ながらいまだに行われており、そうした放送局の態度がかつての放送禁止歌制度に対するイメージに結びついていると考えられるのである。

しかも、民放連が作成する指定リストを失った現在では、放送の可否はこの内規に基づいて放送局独自に、もっと具体的に言えば、制作者1人1人が決定しなければならないことになる。判断のよりどころとなる指定リストが存在しない状況では、当然、テレビ局の人間が「事なかれ主義」的な判断を行ってしまう可能性は否めない。森氏の著書の中でも、要注意歌謡曲指定制度が消滅した現在においては、「クサイものには蓋式の思考を無自覚にしてきたことは間違いなく事実」であると指摘されている。よって、現在では、要注意歌謡曲指定制度そのものは存在しないが、過去に指定を受けた歌謡曲については、いまだにその取り扱いが慎重に行われ、過去にAランク(いっさい放送しない)の指定を受けた楽曲は依然として放送されることはない。さらに言えば、「過去にこのような理由で指定を受けていた」という記憶が、新しい楽曲に対しての同様の規制を無批判に生み出す可能性もある。リストは消滅したが、メディアにおいて放送を規制される歌、つまり「放送禁止歌」は現在も確実に存在するのである。

1.2 放送禁止歌の種類

では、具体的にどのような歌謡曲が放送禁止の指定を受けていたのだろうか。かつて民放連が作成していた「要注意歌謡曲一覧表」によって、放送の取り扱いが規制された楽曲は多数存在する。ここでは、過去に配布されていた一覧表と最近の事例、さらに森達也氏の調査を手がかりに、これまでにメディアにおいて「放送禁止歌」に指定された代表的な

¹³ 森達也著『放送禁止歌』解放出版社、2000、p55

ジャンルをいくつか紹介してみよう。

1.2.1 わいせつ歌謡

放送禁止指定を受けやすい歌謡曲ジャンルの一つに、「わいせつ表現」を含むものが挙げられる。

例えば、畑中葉子が1980年に発売した「後ろから前から」(作詞・作曲不明)という歌がある。畑中葉子が日活の成人映画に出演していた時期に発売した一連の「お色気歌謡」の中の1曲であり、「後ろから前からどうぞ/後ろから前からどうぞ/いつでも抱きしめていいの」というように、性行為を連想させる歌詞が連呼されている。いわゆる「ポルノ女優」が歌う歌謡曲にはこうした「お色気歌謡」は多くみられるが、過度に淫猥、かつ扇情的な歌詞が問題視されて、放送禁止または時間帯による放送制限(深夜のみ放送可)の処分を受ける作品も少なくない。

北島三郎のデビュー曲の「ブンガチャ節」(星野哲郎作詞・船村徹作曲)もまた放送禁止の扱いを受けている。問題になった歌詞は、「あの娘いい娘だ/こっち向いておくれ/キュキュ キュ キュ キュ/すねて横向きや/なおかわいい」の部分であり、一見、他愛のない恋愛の歌であるが、「キュ キュ キュ キュ キュ」の擬音部分が、ベッドのきしむ音を連想させるとして問題視され、1962年6月の発売から1週間という短い期間で放送禁止の指定を受けている。

ただし、こうしたわいせつ表現に対する規制については、性に対する社会全体の価値観の変化に応じて、要注意歌謡曲一覧表の刷新の際に見直されることも多い。最も新しい要注意歌謡曲一覧表からは上に挙げた2曲はすでに削除されており、1983年当時は特に放送上の問題はなかったことが分かる。

さらに、最新のリストから「わいせつ」性が問題視された作品を探してみると、「しおふき小唄」「極めつけお万の方」(つぼイノリオ作詞・作曲)「金太の大冒険」(つぼイノリオ作詞・作曲)など、作品の内容が淫猥であるという理由よりも、放送禁止用語やそれに近い用語が使用されていることが理由となっているようにも思われる。また、1985年7月に発売されたおニャン子クラブの「セーラー服を脱がさないで」(秋元康作詞・佐藤準作曲)もまたその歌詞に若年層の性行為を奨励するような表現が多用されていたことから、一時期、その取り扱いが問題となったが、現在では特に問題もなく放送されている。わいせつ性を理由とした放送規制は、比較的ゆるやか、かつ時代の変化に柔軟な規制が行われていたと言ってよいだろう。

とはいえ、現代のメディアからわいせつ歌謡曲への規制がまったく消滅したわけではない。わいせつ表現を理由とした近年の放送規制は、NHKの歌番組において多くみられる。つまり、NHKの放送基準は他の民放各局と比較して厳しいと言われており、民放では特に問題なく放送されていた楽曲が、NHKでは放送できないという措置を受けることがあるのである。例えば、チェッカーズが1986年に発表したヒット曲「NANA」(藤井郁弥作詞・藤井尚之作曲)は歌詞の一部に「ヴァージンのように怯え」や「濡れる」「一緒に行こうぜ」「過去を脱ぎ捨てて/やろうぜ、NANA」など、明らかに男女の性行為を連想させるフレーズがある。TBSや日本テレビなど民放の歌番組では問題なく放送されていたが、当時のNHKの歌番組では放送禁止の扱いを受けている。

ウルフルズのヒット曲「ガッツだぜ!」(トータス松本作詞・作曲)もまたNHKにおいてその歌詞が問題視されている。この曲もまた民放各局では特に問題なく放送されていたが、ウルフルズが1996年のNHK『紅白歌合戦』に初出場する際に歌唱曲として選ばれたこの楽曲には「惚れたい/ハメたい/ナンパされたい」という歌詞が含まれていた。当日の放送では一部歌詞を変えて歌唱されており¹⁴、「ハメたい」という性行為を連想させる表現が言い換えられていることから、(NHK側、または歌手側が歌詞変更の理由を公表したわけ

¹⁴ 「モテたい/ホレたい/ナンパされたい」または「白組がんばれ」へと歌詞を変更したという説がある。(未確認)

ではないが)おそらくはこの楽曲についても性表現を理由として放送が規制されたケースであると考えられるだろう。

2003年には、タイトルが問題視されて一部規制を受けた作品も存在する。椎名林檎のアルバム『加爾基精液栗ノ花』であり、収録楽曲にはアルバムのタイトル曲は収録されていないため、楽曲そのものの放送上の問題はなかったが、アルバム販促期に放送されたTV コマーシャルでは、アルバムタイトルは音声では伝えられず、収録曲をバックにタイトル文字が小さく表示されるだけの内容であった。タイトルの「加爾基精液栗ノ花」は「カルキ／ザーメン／クリノハナ」と読み、「カルキ」と「クリノハナ」は男性精液臭に関する隠語として解釈されている。その他のランキング番組でもこのタイトルが音声で紹介されるケースはほとんどなく、おそらくはこうした隠語がわいせつ表現にあたると考えられたのだろう。

表2 わいせつ性を理由として放送規制を受けたと思われる歌謡曲(一例)¹⁵

タイトル	歌手	発売日	問題歌詞	問題点
悦楽のブルース	島和彦	1965	不明	歌全体が退廃的、虚無的、厭世的というイメージが強く、また、成人映画『悦楽』の主題歌であったため、社会の良俗に反するとして放送禁止に。
大島節	山平和彦	1972	島という字はしましよの島よ／しげる島島さあしまりよい(調査中)	歌詞にいくつもの性行為の体位がかかっているため？ 山平和彦は他に「放送禁止歌」というタイトルのシングルも発売している
しおふき小唄	窪園千枝子	1975.12	しおふき(調査中)	タイトルが問題。窪園千枝子はポルノ女優
金太郎の冒険	つぼイノリオ	1975.8.25	金太、守って／金太、負けが多い／金太、回った	「金太」は男児の名前だが、1フレーズを続けて歌うと睾丸を連想させる歌詞となる。
極めつけお万の方	つぼイノリオ	1976.2.5	お万、こけるな／お万、小枝にひかかる／お万、壊れているよ 等	「お万」は女性の名前だが、1フレーズを続けて歌うと女性器を連想させる歌詞となる。「金太の大冒険」の女性版
I LOVE YOU はひとりごと	原由子 BETTY	1981	ちょっと待ってよ いったちやいそう	ホテルでの性行為を連想させるため、一時期問題になる。
セーラー服を脱がさないで	おニャン子クラブ	1985.7.1	デートに誘われて パージンじゃつまらない など	夕方 5 時からの番組のテーマソングとして放送されたため、破廉恥な歌詞が問題に。番組と楽曲の人气が高まるにつれて放送可能となる。
どうする (発売禁止歌)	田原俊彦	1987.9.11	僕を入れてきらめく君の中へ？(未確認)	同年 6 月に発売予定だったが、歌詞の過激さから直前に発売中止に。後に歌詞が変更され発売される。
半熟ラバーズ	シーモネーター & DJ TAKI-SH	2002.12.4	生でヤルなら愛する人のためだけにしなさい／生(ナマ)がいい～(ラップ)	歌詞に卑わいな表現があるため、文化放送などを除くほぼ全ラジオ局が放送禁止を決断 ¹⁶

¹⁵ 森達也著『放送禁止歌』を参考に作成。要注意歌謡曲一覧表にはタイトルがあるが、著書の中にその規制理由が明記されていない場合は著者が独自にその歌詞を調査し、判断した。2000年以降の作品については著者が独自に調査。表3～5も同じ。

¹⁶ 「「シーモネーター」の新曲は放送禁止 “お墨付き”」『サンケイスポーツ』2002.12.4

	IT			
ALL THE THING SHE SAIS (映像表現の規制)	t.A.T.u.	2003	プロモーション映像の一部に制服姿で抱き合い、雨の中で濃厚にキスする場面がある	英国のBBCは「少女好きの中年男性をターゲットにしたもの」だとして、放映を見合わせる方針を示したことから、日本でも自粛するムードが出てきたが、NHKが衛星第2の看板音楽番組「真夜中の王国」で、ビデオと共にタトゥーを紹介(日本では放送禁止扱いではない) ¹⁷

1.2.2 プロテストソング

森達也氏によると、1960年代から1970年代にかけて多く発表された「プロテストソング」もまた放送禁止の扱いを受けることが多かったという。プロテストソングとは、主に政治的なメッセージを前面に打ち出した楽曲を指す。日本では特に、反政府・反権力・イデオロギー・皇室批判を歌ったものが多く、安保闘争をはじめとする学生運動が盛んに繰り広げられた1960年代から1970年代にかけて多く発表されている。

プロテストソングの中で最も有名な放送禁止歌は、高田渡が1968年に発表した「自衛隊に入ろう」(高田渡作詞・ピートシガー作曲)である。その歌詞をみると、「みなさん方のなかに／自衛隊に入りたい人はいませんか／ひとはたあげたいひとはいませんか／自衛隊じゃ人材を求めています／自衛隊に入ろう入ろう入ろう／自衛隊に入ればこの世は天国／男の中の男はみんな／自衛隊に入って花と散る」というように、延々と自衛隊に入ろう、入ろうと連呼する内容となっている。もちろんこの歌は、「プロテストソング」に分類されることから分かるように、自衛隊への勧誘を真剣に歌ったものではなく、自衛隊の存在を揶揄するシニカルなパロディである。よって、放送禁止扱いとなった問題点としては、第一に自衛隊からのクレームが考えられるが、森達也氏のレポートや高田渡のその後のコメントによると、この楽曲は自衛隊からはむしろ(一時期)歓迎された歌であったということも伝えられている¹⁸。

では、「自衛隊に入ろう」が放送禁止扱いとなった理由は何か。民放連が当時作成していた要注意歌謡曲一覧表では、指定の理由を公表することはないため、この楽曲が放送禁止になった理由は民放連によってはっきりと説明されているわけではない。しかし、森達也氏が高田渡氏にインタビューを行ったところ、高田氏本人は、この曲のパロディ性を理解できず、歌詞の内容を真に受けて、本当に自衛隊に入隊してしまった人が当時いた、ということが理由であったことを示唆しているという。こうした問題もあり、高田渡はステージでも「自衛隊に入ろう」を長い間を封印していたと言われている。

フォーククルセダーズが1968年に発表した「イムジン河」(朴世永原詞・松山猛訳詞・高宗漢作曲)という作品も発表当時に放送禁止の指定を受けたと伝えられている¹⁹。「イムジン河」の放送禁止をめぐってはいくつかの説がある。第一の説としては、「イムジン河」は朝鮮半島を舞台にした歌であり、もともとは朝鮮半島で歌われていたのだが、その歌詞を翻訳する際に誤訳があり²⁰、「北の大地から南の空へ／飛びゆく鳥よ／自由の使者よ」という訳詞が、北朝鮮から韓国へ亡命する人々の姿を連想させ、さらにその行動を「自由の使者」と表現することで、南側、つまり韓国よりの思想を強く感じさせるという点が問題

¹⁷ 「放送禁止スレスレ、火付け役はNHK!」『夕刊フジ』2003.3.22

¹⁸ 高田渡のライブ盤音源の冒頭には「防衛庁もぜひ譲って欲しいと言った、そして欲しくないという話もでた歌でございます」という音声録音されている。

¹⁹ 「イムジン河」は2002年3月に再発売されている。

²⁰ 「日本語の詞はエッセイストの松山猛氏が書いた。美しいメロディーを在日朝鮮人の少年から教わった同氏が、アマチュア時代のザ・フォーククルセダーズに伝えた。原詩を書いた一番だけでは短いため、2、3番を書いたが、その詞が物議をかもしることになった」(「イムジン河」に朝鮮総連が理解 34年ぶり発売へ)『サンケイスポーツ』2002.1.31)

視されたという経緯があると伝えられている。また、「発売直前に北朝鮮系の朝鮮総連から「歌詞が原詩と違い、正しい意味を伝えていない」といった意見や、「(作者不詳とされていたが)北朝鮮の歌であり、れっきとした作者もいるので、明記するように」とクレームがつき、諸般の事情から発売が中止された」という経緯もある²¹。しかしながら「イムジン河」をめぐる騒動では、噂話や憶測が交錯しており、クレームをつけたのは北朝鮮側ではなく、韓国政府からであったという説や、外交問題を考慮して日本政府(内閣調査室)がその発売を禁止するようにレコード会社に要請したという説もある。これらの説はいずれも信憑性が薄く、森達也氏自身も「真相は未だに僕にはわからない」とも語っている²²。

なお、「イムジン河」という作品は自主製作アルバム『ハレンチ』(インディーズ作品)に収録されていたものを、メジャーデビュー第2弾として発売しようとしたものであったが、放送禁止扱いになると同時に、「レコード製作基準」(通称「レコ倫」)の「国際親善条項」に抵触したとして、発売中止の扱いも受けている²³。フォーククルセダーズというグループはこの後に「悲しくてやりきれない」という楽曲を発表しているが、レコ倫による発売中止措置や放送禁止措置に対抗して、「イムジン河」の曲の最後から頭の部分へと逆方向に譜面をおこしたものが「悲しくてやりきれない」のメロディであると伝えられている。さらにこの曲のタイトルの由来は、「イムジン河」を発売できなかったときのやるせなさからきているという説もあり、歌謡曲規制に対する歌手側の不満の大きさが分かるエピソードであると言えるだろう。

表3 政治性を理由として放送規制を受けたと思われる歌謡曲(一例)

タイトル	歌手	発売日	問題歌詞	問題点
がいこつの歌	岡林信康	1968	ヨダレたらして戦争ま ってる 資本家先生	国家の誇りを傷つけ、個人、職業などをそしるような内容であるとして、放送禁止に
くそくらえ節	岡林信康	1968	政治家シェンシェイが (中略)正義と自由を守る ため／戦争をしなく ちゃならないと／ウソ こくなこの野郎 等	タイトルが下品な上に、国家の誇りを傷つけ、個人、職業などをそしるような内容であるとして、放送禁止に
ヘライデ	岡林信康	1971	天皇様が散歩してて／ オナラをしたら／びっ くらくこえた皇后さまは 「ヘイカ」	天皇制を皮肉った内容
黒いカバン	泉谷しげる	1972?	(全体)	警察をバカにした内容の歌詞が問題となる。
世界革命戦争 宣言	頭脳警察	1971	我々にもニクソン／佐藤 ／キーシンガー／ドゴール を殺し／ペタゴン／防 衛庁／警視庁／君達の 家々を爆弾で破壊する権 利がある	歌詞が反政府的でかなり過激
戦争小唄	泉谷しげる	1971	国が認めた戦争だ／み んなで殺そう戦争だ	メッセージ性の強い反戦歌であり、かつ、表面的には戦争を肯定する歌詞と解釈される部分が問題に

²¹ 「「イムジン河」に朝鮮総連が理解 34年ぶり発売へ」『サンケイスポーツ』2002.1.31

²² 森達也著『放送禁止歌』解放出版社、2000、p48

²³ 森達也著『放送禁止歌』解放出版社、2000、p49

あこがれの北朝鮮	ザ・タイムマーズ ²⁴	1995	北朝鮮で遊ぼう／楽しい北朝鮮／北朝鮮はいい国／差別も偏見も国境もなくなるさ	北朝鮮問題を題材としたメッセージソング。国際政治関係への配慮から放送禁止に。2003年にも生放送中の演奏が他の映像に差し替えられるというハプニングがあった ²⁵ 。
君が代	忌野清志郎	1999	(歌詞は同じ)	国家「君が代」をパンク風に歌ったもの。政治的、社会的に見解が分かれている重要な事項に関して、一方の立場に寄って立つかのような印象を与える恐れがるとして、当時ポリドールはこの曲の収録アルバムを発売中止とする(後にインディーズレーベルから発売)

1.2.3 差別歌謡

プロテストソングと並び、「差別歌謡」と呼ばれるジャンルも放送禁止の指定を頻繁に受けている。差別歌謡には3つの種類があると考えられる。第一に、歌詞の中に差別語が出てくる楽曲、第二に差別的な意識を持つ楽曲、第三に、差別問題をテーマにしている楽曲である。

1.2.3.1 差別語を含む歌謡曲

まず、歌詞の中に差別語が出てくるために放送禁止となった歌を紹介してみよう。表4から分かるように、これまでに差別語の存在を理由として何らかの放送規制を受けたと考えられる楽曲は数多く存在する。高田渡が1971年に発表した「生活の柄」(山之口獏原詞・高田渡作詞・作曲)もまたその1曲である。

「生活の柄」は、沖縄の詩人である山之口獏の詩に触発され、その詩にアレンジを加えて高田渡が作ったフォークソングであると言われている。この歌詞の主人公は「路上生活者」、いわゆる「ホームレス」であるが、歌の最後の部分で「秋は／秋からは／浮浪者のままでは眠れない」という歌詞が繰り返されている。「浮浪者」は路上生活者に対する差別語であると考えられており、現在、テレビやラジオでは「放送禁止用語」にあたるとしてほとんど使用されることはない。森達也氏の取材によると、「生活の柄」はこうした差別語の存在もあって、テレビやラジオでは放送されなくなったと伝えられている。

日本語の中には、かつては一般的に使用されていた言葉であっても、時代の変化や差別問題に対する意識の高まりから、その言葉の用途における問題性が指摘され、「差別語」として取り扱われるようになるものもある。「浮浪者」もまたその一つであり、高田渡氏のインタビューによると、この楽曲が発表された1970年代においては「浮浪者」という言葉は特に問題視された形跡はないようである。「生活の柄」が放送禁止扱いを受けるのは「浮浪者」という言葉の持つ差別性が問題視されるようになった後、つまり最近のことであり、

²⁴ 忌野清志郎の覆面バンド

²⁵ 「ロック歌手の忌野清志郎が22日夜、東京・日本武道館で開かれた世界中継公演「アースデー・コンサート」に生出演、歌唱中に放送を“カット”されるハプニングがあった。問題の場面は、清志郎ソロコーナーの3曲目。当初「スローバラード」を歌うはずだったが、突然、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に関する歌を歌い始めた。清志郎は「差別も国境もテポドンもなくなるさ」と歌い続けたが、生中継していたTOKYO FMでは1分弱オンエアして、急きょ公演の説明などに差し替えた。さらに5曲目でも「歌う予定のなかった歌」(同局広報部)という「君が代(パンクバージョン)」を披露。99年に一度発売中止になった問題作。こちらもインフォメーションに差し替えられ、わずかにBGMのようにして流された。同局では「表現は問題ではない。予定外の曲だったから差し替えた」と説明している」(「清志郎「北朝鮮ソング」カットされた」『スポーツニッポン』2003.4.23)

高田渡氏はインタビューに対して、「この間、久しぶりにテレビに呼ばれたんだけど(中略)、『生活の柄』を歌おうとしたら、他の曲にしてくれって言われたよ」と答えている。高田氏によると、そのテレビ局とは「NHK」であったが、「最近はどこも同じようなもん」であり、どのテレビ局でも「名曲だとは思いますが、放送上はちょっとまずいんですよって言われる」とのことである。

なお、ニュース番組などでは、かつて使われていた言葉に差別性が確認された場合には、これらの用語をそれ以外の用語に置き換えて表現するという手法がとられることが多い。いわゆる「言い換え」であるが、歌謡曲の場合には、すでに録音されたものであり、ライブにおいてその楽曲を歌う場合にも、歌詞の中の言葉を言い換えて歌うということは難しいという側面がある。特にメッセージ性の高い楽曲では歌詞の言い換えに対しては歌手側に強い抵抗感があると考えられ、高田渡本人も、「生活の柄」の中で使用されている「浮浪者」を「ホームレス」と言い換えたならば、「この歌は意味を全て失う」とコメントしている²⁶。放送規制がその歌謡曲、そして音楽表現活動に与える影響の大きさが分かるだろう。

表4 差別語を理由として放送規制を受けたと思われる歌謡曲(一例)

タイトル	歌手	発売日	問題歌詞	問題点
ほたる	童謡	—	あっちの水 こっちの水	「あっちの水」「こっちの水」という部分が、「部落」をさしていると考えられ、一部地域において放送禁止になったとも伝えられる。
びっこのポールの最後	友部正人	不明	びっこ(調査中)	タイトルの「びっこ」という言葉が身体障害者への差別語にあたる。
びっこのもぐらの物語	ダ・ポーズ	不明	びっこ(調査中)	タイトルの「びっこ」という言葉が身体障害者への差別語にあたる。
支那の夜	渡辺はま子	1938.12	支那	「支那」という言葉は、かつての中国の蔑称であり、日本の植民地支配を象徴する言葉だとして、中国大使館から抗議があったとも言われる。
波止場だよおとつあん	美空ひばり	1956	としはとってもめくらでも	「めくら」という言葉が差別語にあたり、後に発売される『全曲集』からもカットされる。美空ひばり作品には他に「びっこの七面鳥」という歌もあり、こちらも要注意指定。
びっこの仔犬	加山雄三	1969.5	びっこ	「びっこ」という言葉が差別語にあたる
街と飛行船	六文銭	1970頃	ままこ、みなし子	「ままこ」「みなし子」という言葉が差別用語であるため
生活の柄	高田渡	1971	浮浪者のままでは眠れない	歌詩中に「浮浪者」という言葉が使用されているため、NHKにて放送禁止となる。
竹田の子守唄	赤い鳥	1971.3	早もゆきたや／この在所越えて／向こうに見えるは／親の家	部落内のことを歌った歌として、放送禁止に
おそうじオバチャン	憂歌団	1975	おそうじオバチャン(調査中)	「おそうじオバチャン」という言葉が職業差別語にあたる。後に「お政治オバチャン」にタイトル変更

²⁶ 森達也著『放送禁止歌』解放出版社、2000、p39

時には娼婦 のように	黒沢年男	1978	時には娼婦のように 淫らな女になりな	「娼婦」という言葉が職業差別にあ たる。(なかにし礼作詞)
名もなき詩	Mr. Children	1999.2 .5	Oh darlin/僕はノー タリン/大切な物を あげる	「ノータリン」は知的障害者に対す る蔑称。『GON!』によると、NHK で歌われた時に、字幕スーパーでは ノータリンを「頭では足りん!」と なっていたと言われる ²⁷ 。

1.2.3.2 差別的な意識を持つ歌謡曲

放送禁止歌の中には、表現者側や制作者側の差別的な意図が反映されているという理由で規制対象となる歌謡曲も存在する。本来、インディーズ以外の商用CDの発売前については、1.1.3で述べたように、「レコード製作基準」(通称「レコ倫」)の審査を受けるため、メジャー作品に関しては、差別性を露骨に現した歌謡曲が音楽市場において発売されることはほとんどない。かつてのプロテストソングの中にも、天皇制や政治家など、強大な権力をあえて侮蔑的に取り扱った楽曲は存在するが、いわゆる社会的弱者を侮蔑的に表現した作品はまずみあたらない。

よって、差別的な意識を持つとして放送規制の対象となった作品の例は非常に少なく、仮にそうした楽曲が発売されたとしても、差別性が発覚した後はレコード会社が社会的責任を考慮して自主的に回収することが多いため、厳密には放送規制の問題には当たらないということになる。従って、ここでは発売禁止と放送禁止扱いを同時に受けた数少ないケースとしてキングギドラの「F.F.B」(ZEBRA 作詞・INOVADER 作曲)「ドライブバイ」(ZEBRA, K DUB SHINE, 作詞・ZEBRA 作曲)を紹介してみよう。

ヒップホップグループであるキングギドラは、2002年4月10日に『F.F.B』『UNSTOPPABLE』と題された2枚のマキシシングルを同時発売したが²⁸、それぞれの収録曲に歌詞に不適切な表現があるとして発売直後に市民団体から抗議を受けた。その後、これらのCDは二枚とも回収され(後に収録曲からこの2曲を削除して『UNSTOPPABLE』と題された別のCDが再発売された)、図1からわかるように、テレビでの放送も規制されている²⁹。

図1 放送禁止の状況



図左が2002年4月第5週のランキング(オリコンチャート³⁰)、図中央がオリコンランキングを紹介する番組(TBS系『ワンダフル』)でのチャート、図右が同番組内で10位として紹介された小田和正の「キラキラ」。11位と10位のキングギドラの作品が削除され、他の順位が繰り上げられていることが分かる。

²⁷ 「放送禁止歌(要注意歌謡曲)案内 Part2」 <http://www2.ttcn.ne.jp/~bookbox/kinsika2.htm>

²⁸ 『F.F.B.』には「F.F.B.」「平成維新 feat. 童子-T & UZI」「夜明け」の3曲とカラオケが、『UNSTOPPABLE』には「UNSTOPPABLE」「ミヤコ」「ドライブバイ」の3曲とカラオケがそれぞれ収録されている。

²⁹ この他、TBS系列「CDTV」では、「F.F.B.」、「UNSTOPPABLE」の二曲が放送自粛(司会役のアニメーションの少年が、「不適切な歌詞があったため放送を自粛します」と説明し、本来流れるはずの映像はカットされていた)。

³⁰ 「オリコン ENTERTAINMENT SITE 過去チャート検索」 <http://www.oricon.co.jp/search/>

では、キングギドラの「F.F.B」と「ドライブバイ」の2曲は、どのような部分が問題になったのだろうか。まず「F.F.B.」についてみると、「マジあいつあ止めた方が絶対良い/バリューバック/おまけは(HIV)」という歌詞の問題性が指摘されている。「F.F.B.」とは、「First Food Bitch」の略であり、「歌詞の内容からも取れるように、「ファーストフード感覚で、安あがりな、誰とでも寝るようなアバズレ女」を意味している³¹。この楽曲の中では、出会ったその日に避妊具をつけずに性交渉を行うモラルの無い若者の行動が批判的に描かれており、こうした問題提起そのものには何ら差別性はないと思われる。しかし、HIVに感染する理由はさまざまであり、単に患者本人の軽率な行動やモラルを責めればよいというわけではない。「F.F.B.」の歌詞は「HIV感染者＝モラルのない人間」と受け取られる恐れもあり、HIV患者への不当な差別を助長する要因になる可能性も否定できない。なお、「F.F.B.」は、キングギドラが2002年10月8日に発売したアルバム『最終兵器』に「Album Version」として再収録されているが、問題歌詞の部分は削除され、「マジあいつあ止めた方が絶対良い」でそのフレーズは終わっている。

次に、「ドライブバイ」の問題点について考えてみよう。この楽曲では「ニセモン野郎にホモ野郎/一発で仕止める言葉のドライブバイ」という部分が「同性愛者差別」として批判を受けている。CD発売直後から同性愛団体である「すこたん企画」はキングギドラとレコード会社に対して激しい抗議を行っており、同性愛者からも「ゲイであることをこんな風に否定されたのは生まれて初めて」、「くやしくて涙が出た」、「ゲイを殺しに行くなんていう歌詞のCDをどうして発売するのですか?」といった抗議の声がすこたん企画のWebサイトに多数寄せられている。同性愛差別の根は深く、一部では「ホモ狩り」(ゲイバッシング事件)と称される恐喝事件や暴行事件(殺人事件に発展することもある)も起こっている³²。若者世代に圧倒的な支持を受けるヒップホップ楽曲にこうした歌詞が含まれるとすれば、「この曲がもとになって、また、事件が起こったらどうするのか、責任とれるのか」という批判が寄せられることも当然であると言えるだろう³³。

なお、「ドライブバイ」については、後にキングギドラのインタビューによって、「ホモ野郎」という言葉が本来は同性愛者を指したものではなかったことも明らかにされている³⁴。インタビューの中で、メンバーの一人は、「ドライブバイ」の歌詞にある「ニセモン野郎」とは「ドラゴンアッシュ」、「ホモ野郎」とはジャニーズ事務所所属のタレントを指していると答えており、この楽曲の趣旨はラップを取り入れた楽曲を歌うジャニーズ事務所所属のアイドルグループ「嵐」を批判することにあつたと語っているのである。しかし、いくら同性愛者を批判する意図を持っていなかったとしても、キングギドラが相手を批判、または揶揄するための手段として「ホモ野郎」という表現を否定的に使用したことは事実であり、そうした用語を選択する意識の底に同性愛者への差別意識が全くなかったとは言いきれないだろう。かくして、「ドライブバイ」は現在も再発売されることはない。

1.2.3.3 差別問題をテーマにした歌謡曲

差別歌謡というカテゴリに含めることは適当ではないかもしれないが(「プロテストソング」の一種と分類した方が妥当とも考えられる)、差別問題をテーマにしているという理由で放送禁止に指定された歌もある。例えば、岡林信康の「手紙」という歌は、「超Aランク放送禁止歌」に指定されていたと伝えられ、未だにこの曲はテレビやラジオで放送されることはないと言われている。この楽曲は、同和問題、いわゆる「部落差別問題」をテーマにしているとされ、「放送禁止歌の代名詞と呼称される」こともあるという³⁵。

森達也氏によると、テレビやラジオなどの放送メディアにおいて、差別問題は「タブー」

³¹ 下田信介著「音楽表現の自由に関する一考察」『文化情報学研究』第1号, 2003.3, p28

³² 「『GB 新木場事件3ヶ年を考える集い&交流会』レポート」<http://www.occur.or.jp/shinnkiba/index.html>

³³ 「すこたん企画」http://www.sukotan.com/w_28.html (2002.4.19掲載*現在はページ削除)

³⁴ 『WOOFIN』第3巻・第14号, シンコー・ミュージック, 2002, p17

³⁵ 森達也著『放送禁止歌』解放出版社, 2000, p168

として避けられてしまうことが多い。よって、差別問題をテーマとするという理由で放送が禁止されるのは、差別を不真面目に取り上げたり、差別を助長する内容のものだけではない。その歌が差別問題に対して正面から真摯に取り組もうとするものであっても、差別問題に触れているという理由だけで規制の対象となってしまうのである。

上に挙げた岡林信康の「手紙」(岡林信康作詞・作曲)という歌は、差別に苦しむ女性を主人公にした歌である。この歌の主人公である女性は、ある男性と婚約するのだが、女性が部落出身であることが男性の親族に知られてしまい、男性の祖父から結婚するなら「お店はゆずらない」と言われてしまう、というストーリーになっている。歌詞の最後は「部落に生まれたそのことのどこが悪い何が違う／暗い手紙になりました／だけど私は書きたかった」と結ばれており、決して部落差別を助長するような内容の歌詞ではない。メロディも淡々としながらもしみじみと心に響く。差別問題を不真面目に取り扱うどころか、「部落差別」という世の中の矛盾をえぐり出すような重みのある歌である。

森達也氏の取材によると、テレビ局やラジオ局側の言い分では、この「手紙」をいまだに放送しない理由は、放送すると関係団体からクレームを受けることにあると考えられている。しかし、森氏が関係団体(部落解放同盟)に対して行ったその後の取材によると、同盟側はむしろこの歌に対して好意的な立場をとっており、実際にこの歌を放送してクレームをつけたことはないということが明らかになっている³⁶。では、存在しないはずの抗議はなぜ存在したことになるのか。森氏は、最初は「解放同盟から抗議が来るかもしれない」というように単なる不安だったものがいつのまにか「抗議が来たらしい」という噂にすり替わり、それが一人歩きしてわずかな時間で「抗議が来た」という既成の事実に変容してしまうのではないかと指摘している。しかし、こうした意識の変容の背景にあるものは、放送関係者の、差別問題に対しての強固な忌避感に他ならない。そして、こうした事例の積み重ねは、部落差別問題に触れているというだけで、「放送禁止にしなければならない」という「無自覚な条件反射」をメディアの側に植え付けてしまうことになるのである³⁷。

とすれば、同和問題をテーマにした歌謡曲の放送規制される理由は、単にこれらの楽曲が(その内容とは無関係に)差別問題に触れているからに他ならない。そして、「手紙」は現在もテレビやラジオでは決して放送されることはない。

1.2.4 犯罪助長・不謹慎など

要注意指定の理由は、わいせつ、政治性、差別の他にもいくつかある。簡単な紹介になるが、最後にその他の例としていくつか紹介してみよう。

一つはその歌謡曲の放送が何らかの「放送事故」を招くというケースである。例えば、1976年に発売されたピンクレディーの第2弾シングルである「SOS」(阿久悠作詞・都倉俊一作曲)の冒頭部分の2秒間程には、シンセサイザーで作った「SOS」のモールス信号が入れられている。プロデューサーが話題作りを目的としてあえてこの信号をサンプリングしたという説もあるが、あるラジオ局がこの歌を放送したところ、航海中の船舶が本物のSOS信号だと勘違いしたというトラブルが起こっており、その放送が規制されたと伝えられている。とはいえ、「SOS」は放送禁止になったわけではなく、問題となるモールス信号の部分をカットして放送することは可能であったという。

「犯罪助長」を理由として放送が禁止される楽曲もある。表5から分かるように、一時期は「やくざ歌謡」と呼ばれるジャンルが多く放送制限の取り扱いを受けていたようである。おそらくは、任侠世界を魅力的に表現しているという点が青少年に悪影響と判断されたのだろう。青少年有害社会環境対策法案の審議が進められていることから分かるように、犯罪助長という理由は、テレビ局が取り扱う表現規制に対して現在も大きな影響を与えている。楽曲そのものの内容が規制されたわけではないが、2003年末に放送されたNHK『紅白歌合戦』での沖縄出身の歌手・安室奈美恵の出演時に、「左の二の腕」に彫られた「長男

³⁶ 森達也著『放送禁止歌』解放出版社、2000、p63-64

³⁷ 森達也著『放送禁止歌』解放出版社、2000、p174

(温大クン) の名前と 99 年に義弟に惨殺された母親の生年月日が刻まれた刺青が「真っ白」に消されていたという事例も確認できる。新聞報道によると、「NHK は刺青が青少年に与える悪影響を考慮した」とも伝えられており³⁸、犯罪助長という理由が依然として放送規制の大きな決定要因になっていることが分かるだろう。なお、アーティストのスタイルや音楽の内容が青少年犯罪を誘発するという考えは決して日本のメディアだけで問題視されているわけではない³⁹。

長谷川きよしが 1971 年に発表した「心中日本」(能吉利人作詞・長谷川きよし作曲)もまた放送禁止歌の一つとして知られている。歌詞をみると男女の恋愛をテーマとしたものであり、特においせつでもなく、偏った主義主張を感じさせる楽曲ではない。ならばこの歌のどこが問題になったかという点、それはタイトルである。森達也氏によると、この楽曲の問題は「タイトルが暗すぎる」という点にあり、具体的には、「心中」という忌まわしい言葉と、おそれ多くも「日本」という神聖な言葉が組み合わせられている点が問題になったと推測されるという⁴⁰。クレームの経緯は定かではないが、「心中日本」は発売直前に発売禁止の措置を受けており、結局、そのままのタイトルでは発売ができなかったため、心中の文字の間に「ノ」という送り仮名を小さく入れてジャケットを変更して発売することとなっている(図 2 参照)。よって、「心中日本」と「心ノ中ノ日本」には、歌詞、曲に全く違いはなく、この楽曲の存在は、実にさまざまな(小さな)理由で規制が行われていた状況を物語る事例であると言えるだろう。なお、この「心中日本」は、発売前に規制を受けていることから、正式には放送できない歌謡曲ではなく、「発売禁止歌」に分類されることになる。

図 2 「心中日本」のタイトル変更状況



←シングル盤としてリリースされた「心中日本」(タイトルが変更されている)

心ノ中ノ日本 / 長谷川きよし		価格	200円(税別)
●作詞:能吉利人 ●作曲:長谷川きよし ●時間:02:47 ●容量:[MP3] 2616KB	試聴	バスケット	
		MP3	

↑インターネットのダウンロードサイトでは現在も「心ノ中ノ日本」として販売されている⁴²

この他にも「不謹慎」「公序良俗に反する」といった理由から規制を受けたと考えられる歌謡曲がいくつか存在する。表 5 はその一例である。

³⁸ 「安室奈美恵の左腕から自慢の刺青が消えた厳しい事情」『ゲンダイネット』2004.1.7

³⁹ 「スリップノットの音楽、殺人事件に影響?」『BARKS LAUNCH.com』2003.7.15

⁴⁰ 森達也著『放送禁止歌』解放出版社, 2000, p79

⁴¹ 森達也著『放送禁止歌』解放出版社, 2000, p79 なお、「心中日本」が最初に収録されたアルバム『卒業』(1971年8月25日発売)のジャケットには、「心中日本」というタイトルがそのまま刷り込まれており(右図参照)、発売当時は特に問題にはなっていなかったとも考えられる。

「心中日本」は同じく『卒業』収録曲の「黒の舟歌」とともに翌年、シングルカットされており、その際にタイトルの変更があったと考えられる(図 2)。なお、1975年にアルバム『卒業』が品番を変えて再発売された際にはタイトルが「心ノ中ノ日本」へと変更されたという報告もある。

⁴² 「music.co.jp」(有料音楽ダウンロードサイト)での取り扱い状況(『コンプリート・シングルス』の全曲ダウンロードが可能) http://sound.music.co.jp/soundware/bin/qfind3.asp?master_id=JPN-MCJ-2000-00000102

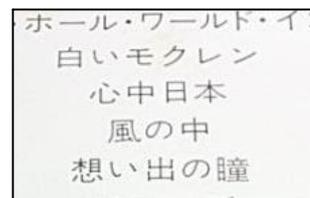


表5 その他の要注意指定歌謡曲(一例)

タイトル	歌手	発売日	問題歌詞	問題点
関東流れもの 東京流れもの	松方弘樹	不明	軟派でも心にや 硬派の血が通う	いわゆる「やくざ用語」が多様されており、歌全体のイメージが犯罪を肯定し、退廃的、虚無的、厭世的な言動を魅力的に表現している。やくざ歌謡は青少年犯罪を助長するとして放送禁止になりやすい。
網走番外地	高倉健	1965	酒(きす)ひけ、 酒ひけ、酒暮れて かばってくれた 可愛(マブ)い娘 (スケ)	
月経	山平和彦	1972	(全体)	タイトルと内容が公序良俗になじまないとして規制される。
悲惨な戦い	なぎら健 壺	1973	あれよあれよと 思う間に若秩父 のまわしが落ち た	メディアにとって相撲協会という存在は聖域に近い存在であり、関係がこじれると困るため放送禁止に。
不如帰	村上幸子	1988	泣いて血を吐く ほととぎす	1988年のヒット曲であったが、同時期に、昭和天皇が「下血症状」という病にかかっており、これに配慮して一時放送禁止扱いとなる ⁴³ 。
依存症 (発売禁止歌)	椎名林檎	2000.3 .31	黄色い車の名は ヒトラー	歌詞の一部が不謹慎。デモテープ配布時には「ヒトラー」という歌詞であったが、発売時には無音に修正される。ライブでは歌詞入りで歌唱されるが、正式発売音源が無音版であるため、問題部分の歌詞が放送されることはない。

2. 沖縄県内の放送禁止歌制度に関する調査

テレビ局やラジオ局では、これまでさまざまな理由で数多くの歌謡曲を放送禁止扱いにしてきた。上述のように、過去の放送禁止歌制度の効力は今も根強く存続しており、放送関係者を縛り付けているという。つまり、私たちがふだん耳にする歌は、テレビ局やラジオ局による「検閲」をかいくぐって、ようやく届けられたものにすぎないのである。

筆者が生活している沖縄県内にもいくつかの放送局がある。沖縄県内の放送メディアではどのように歌謡曲の自主規制を行っているのだろうか。以下、沖縄県内の放送禁止歌制度の現状を調査してみたい。

2.1 調査の方法

2.1.1 調査対象・調査期間

沖縄県内には、テレビ局とラジオ局をあわせると10局の放送メディアが存在する(表6参照)。本研究では沖縄県内の放送メディアにおける放送禁止歌制度の現状を知るため、2003年10月初旬に調査を実施することとした。

⁴³ 「硬派の目・自己規制の運・不運」『毎日新聞』1997.8.19, 夕刊2面

表6 沖縄県内の放送メディア

放送局名		所在地	備考
テレビ局	NHK 沖縄放送局	沖縄県島尻郡豊見城村	
	沖縄テレビ放送(株)	沖縄県那覇市	フジテレビ系(8ch)
	琉球朝日放送(株)	沖縄県那覇市	テレビ朝日系 (UHF28ch)
	琉球放送(株) RBC	沖縄県那覇市	TBS系(10ch)
ラジオ局	NHK 沖縄放送局(ラジオ)	沖縄県島尻郡豊見城村	549kHz(那覇)
	琉球放送(株) RBC	沖縄県那覇市	JORR 738kHz 10kW
	(株)ラジオ沖縄	沖縄県那覇市	JOXR 864kHz 10kW
	(株)エフエム沖縄	沖縄県浦添市	JOIU-FM 沖縄 87.3MHz, 今帰仁 83.7MHz
	沖縄市エフエムコミュニティ放送(株)(FM チャンプラ)	沖縄県沖縄市中央	JOZZ0AD-FM 76.1MHz
	FM たまん (いとまんコミュニティエフエム)	沖縄県糸満市	JOZZ0AC-FM 76.3MHz 10W

2.1.2 調査方法

調査方法はアンケート調査とし、回答期限を2003年10月26日と設定して、県内のテレビ局とラジオ局の全10社にアンケート用紙を発送した。アンケート用紙は、返信用封筒(切手貼付)を同封して封書により郵送するとともに、各社の代表メールアドレスにもあわせて送信した。アンケート依頼文書と質問項目は資料1と2の通りである。

2.1.3 調査結果

アンケート調査への回答は合計5社からあった。各質問項目に対する結果は以下の表7の通りである。アンケート結果の公表は匿名を約束しているため、放送局名は順不同に「A」「B」「C」「D」「E」とした。テレビ局からの回答は2社、ラジオ局からの回答は4社であった⁴⁴。なお、E社については、アンケート用紙を回収できなかったが、10月下旬に担当者とは直接面会する機会があったため、口頭でインタビュー調査を行い、回答を得た。

表7 沖縄県内の放送禁止制度の現状(調査結果)

放送局	A	B	C	D	E
Q1	行っている	行っている	行っている	行っている	行っていない
Q2	番組の製作担当者	番組の製作担当者	番組の製作担当者	番組の製作担当者	—
Q2その他	—	—	なお、不明な場合、考査部の判断にゆだねます。	製作担当部局の責任者	—
Q3	そのほか	猥褻、犯罪助長、差別、同和問題・職業差別、プロテストソング	猥褻、犯罪助長、差別、同和問題・職業差別、プロテストソング	猥褻、犯罪助長、差別、プロテストソング	—
Q3その他	添付資料参照	犯罪を犯したアーティストの曲、選挙に立候補予定の	—	—	—

⁴⁴ テレビ局とラジオ局を持つ放送局からの回答が1通あったため、ここでは延べ数を記載している。

		アーティストの曲 (選挙終了後解禁)			
その他の 記入	添付資料の民放連 放送基準解説書 61 項にのっとった判 断で放送の是非は 決定しています。 ただ、この項目は 拘束力のあるもの ではなく、各局の 自主判断にゆだね られています。	製作番組では視聴 者からのリクエス トに応えるコーナ ーはありません。 放送基準に照らし 合わせ、チェック 及び判断を行って います。	—	—	所有してい る音源に限 りがあるこ とから、放送 禁止扱いに なるような 楽曲は含ま れていない と判断して いる。

2.2 分析 ～沖縄県内の放送禁止歌制度の現状

2.2.1 放送前のチェックについて

では調査結果をもとに、沖縄県内の放送禁止歌制度の現状を確認してみよう。まず Q1 では、歌謡曲に対する自主規制制度の存在そのものの有無を確認するため、「視聴者から曲のリクエストがあったとき、その曲が放送できるかどうかのチェックは事前に行っていますか？」という質問を行った。結果、5社中4社が「行っている」という回答であり、当初の予想通り、依然として歌謡曲の放送を規制する制度は存在するようである。

「行っていない」と回答した E 社は FM ラジオ局であったが、地域 FM という性質上、もともと使用する(所持する)音源に限りがあるため、事前に使用する音楽の内容を確認する制度はないという答えであった。とはいえ、楽曲の放送において、まったく問題がないわけではなく、特に、沖縄の民謡(南島歌謡など)の中には、方言ではあるがわかりにくい歌詞が含まれている場合もあり、「視聴者からのクレームが寄せられることもないわけではない」という。ただし、E 社は「地域 FM」という性質上、地域の人々との交流を通じて番組を作成するというコンセプトがあるため⁴⁵、放送内容について問題が指摘された場合は、地域の人々と話し合い、解決するという方針を採っているということであった。例えば、番組中に苦情の電話がかかってきた場合は、可能な限り、その電話をパーソナリティにつないでその場でクレームを伝えてもらい、その場で話し合うこともあるという。こうしたコンセプトがあることから、視聴者の反応を事前に予想し、放送音楽を決定するという制度はなじまないということであった。

なお、今回のアンケート用紙では、「要注意歌謡曲指定制度」という用語はあえて使用せず、通称である「放送禁止歌」という用語を使用した。アンケートには明記していないが、「放送禁止歌」という強圧的な用語に対する各放送局の意識、拒否感を確認することを暗に目的としていたとも言える。回答結果をみると、「放送禁止歌」という用語に対する疑問を示す意見は特に確認できなかった。「放送禁止歌」という用語は放送メディアにおいて、依然として定着した概念であると考えられるだろう。

2.2.2 放送前のチェック担当者について

Q2 では、Q1 において放送前にチェックを行うという回答を選択した 4 社に対して、「放送前のチェックは誰が行っていますか？」という質問を行った。その結果、4 社ともに「番組の制作担当者」に○がつけられており、2 社は「その他」として「なお、不明な場合、

⁴⁵ 大城司著「ご期待ください。23歳の若き取締役誕生です」『ウルトラたマン通信』第20号, 2003.8.1 (「FM たまんでは、現在 ICT(情報コミュニケーション技術)から ICCT(地域情報コミュニケーション技術)へと展開し、地域の情報を「人と人との間をつなげるもの」とらえ、情報発信側と受信側のコミュニケーションを生かしていきたいと考えています」)

「審査部の判断にゆだねます」、「製作担当部局の責任者」といった回答がみられた。「審査部」とは、森達也氏の著書『放送禁止歌』の中でも紹介されているが、おそらくは各放送局が取り扱う番組について、現場の担当者が判断できないケースについて、その放送内容の是非を調べ、最終的に判断する部署と考えてよいだろう⁴⁶。

この質問は、ある歌謡曲を規制するか、しないかという決定を具体的に誰が行っているかを確認することを目的としていた。表現作品を取り扱う業界は放送業界以外にも、いくつか存在するが、各業界での自主規制の決定方法をまとめると、次の3つに分類することができる。一つは、その表現作品を取り扱う機関の内部で決定される方法である。この類型としては各機関ごとの意見を調整するために、代表者を選出して特定の自主規制団体を作るケースも含まれるが、基本的にはその表現を取り扱う業界の関係者のみで話し合いが行われ、表現作品の取り扱いに関する決定がなされる。第二に、表現作品の取り扱いを決定する際に、その表現作品を制作した側の関係者が決定会議等に参加する方法がある。第一の方法とは異なり、表現者側の製作意図などを説明、弁明する機会が保障されるシステムであると考えられるだろう。さらに、第三の方法としては、表現者やその表現作品を取り扱う業界以外の、全く無関係の第三者が参加してその決定が行われるケースがある。第三者は多くの場合、その表現を利用する側であり、その表現作品を発信する側だけでなく、受け止める側の意見も考慮して表現作品の取り扱いを決定するというシステムとなっている。例えば、映画業界の自主規制機関である映倫は第二の方法を採用しており⁴⁷、ゲーム業界は第三の方法を採用している⁴⁸。

では、沖縄県の放送禁止歌制度の場合はどうなるだろうか。かつて民放連が作成していた「要注意歌謡指定リスト」はすでに廃止されており、強制力を持つものではなかったことは上述の通りである。とすれば、自主規制の基準をもとにその判断を行う各機関の代表が集まる代表者機関は存在せず、各放送局が独自に判断を行い、放送の可否を決定することになる。アンケートでは、確かに4社ともに「番組の制作担当者」と回答されており、内部での決定が行われていることが分かるだろう。念のため、選択項目には「その他」を準備し、ゲーム業界や映画業界のように、外部からの意見を取り入れた上で放送の可否が決定がなされているかどうかを確認したが、そうした記述はみられなかった。なお、C社とD社については、「担当部局の責任者」や「審査部」などが追記されているが、これらもまた機関内部の人物・部署であると考えられることから、自主規制の方法としては第一の方法と考えて間違いはないだろう。いずれにせよ、歌謡曲の放送については、各放送局が独自の判断でその審査、決定を行っている現状がみえてくる。

2.2.3 規制される歌謡曲の内容について

Q3では、「どのような内容の曲が規制の対象となりますか?」という質問を行った。すでに述べたように、現在、民放連による大きなガイドラインは存在するが、楽曲ごとの注意度を示す要注意歌謡曲一覧表の配布は行われていない。よって、各放送局が独自に放送楽曲の規制を行うことになるのだが、ここでは具体的にどのようなジャンルの歌謡曲が多く規制されるかということを確認することとした。

アンケート用紙の質問項目は「猥褻」「犯罪助長」「差別語・差別表現」「同和問題や職業差別をテーマとしたもの」「プロテストソング」と分類したが、過去の要注意歌謡曲指定制度においては放送規制を受けた楽曲について、その理由が公表されるといいう習慣がなかったことから、放送禁止歌に関する一般的な分類というものは存在せず、選択肢だけでは調

⁴⁶ 例えば「テレビ朝日」のWebサイトでは「審査部」について「番組とCMを審査」する機関として紹介され、「番組内容のチェック、CMではスポンサーの業態調査と民放の放送基準に沿ったCM内容のチェックを実施」と説明されている。(http://asahi.co.jp/jyoho/organize.html)

⁴⁷ 上原敬美著「映倫に関する一考察～「映倫」の変化とその背景～」『文化情報学研究』第1号, 2003.4, p6-7

⁴⁸ 後上里信人著「ゲームソフト規制に関する一考察～暴力ゲームソフトの子どもに与える影響とその規制方法～」『文化情報学研究』第2号, 2004.4, p27-50

査者と回答者が抱く概念にずれが生じてしまう可能性もある。そこで本研究では、調査結果の価値を損なわないようにするために、以上の分類ごとに、過去に放送規制を受けたと言われる楽曲のタイトルと歌詞の一部、その問題点を紹介したリストを作成し、ゼミのWebサイト内に「放送禁止歌規制例」を掲載、さらにアンケート用紙に「規制の例については <http://www.okiu.ac.jp/sogobunka/nihonbunka/syamaguchi/housu.htm> をご参照ください」という注意書きを添えることとした。

アンケート結果を分類ごとに集計したものが図2である。まず集計方法について若干の説明を加えると、A社の回答には、「その他」に丸がつけられており、「添付資料参照」として、表1で紹介した「日本民間放送連盟放送音楽などの取り扱い内規」のコピーが同封されていた。よって、ここでは、内規の「4.違法・犯罪・暴力などの反社会的な言動を扱い、共感を覚えさせ、もしくは好奇心を抱かせるおそれのあるもの」を「犯罪助長」、「5.情事を露骨に、あるいは扇情的に表現しているもの、肉体関係を連想させるおそれのあるもの」「7.男女の性的特徴を扱い、品位に欠けるもの」「9.卑猥・不潔・下品・愚劣など、不快な印象を与えるもの」を「猥褻」、さらに「1.

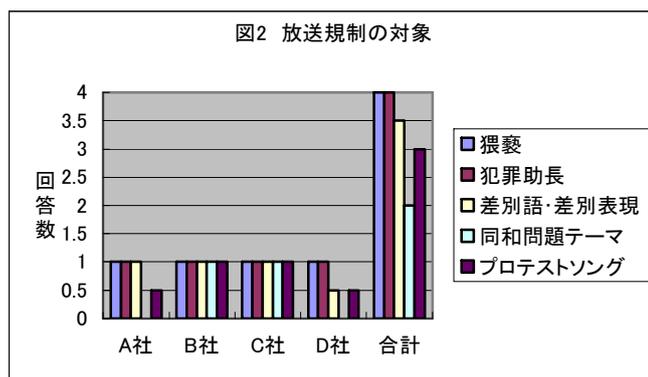
人種・民族・国民・国家についてそのほこりを傷つけるもの(後略)」「3.心身に障害のある人々の感情を傷つけるおそれのあるもの」「2.個人・団体・職業などをそしるとか、軽蔑するとか、その名誉を傷つける表現をしているもの」を「差別語・差別表現」としてそれぞれ集計した。また、「1.(前略)国際親善関係に悪い影響を及ぼすおそれのあるもの」については、すべてではないが、

過去の「イムジン河」などのプロテストソングがそうした理由から放送禁止指定を受けたと伝えられることから、「プロテストソング」に一部重なりと解釈して、ここでは0.5のポイントをつけて集計することとした。また、D社については、「差別語・差別表現」と「プロテストソング」には、アンケート用紙では設定していなかった「△(三角)」の印がつけられており、「当放送局では、個別の判断(ことばによる単純な分類)ではなく、総合的な見地から、当該放送内容の適否を考えるようにして」いるため、「Q3については、一部該当するものがありますが、設問のように分類することは難しいと考えております」との注意書きがあった。アンケート用紙での分類項目とD社での規制対象が完全に一致していないと考えられるため、ここでは0.5として集計することとした。

結果をみると、「猥褻」「犯罪助長」にはすべての放送局が規制対象となると解答しており、ついで「差別語・差別表現」も高い数値を示している。「プロテストソング」についても、すべての放送局が何らかの形でチェックをしており、規制対象の一つとして、依然として強く意識されていることが分かるだろう。

一方、差別問題を取り扱った歌謡曲についてはどうだろうか。アンケートでは、過去にAランクの放送禁止指定を受けたと言われる岡林信康の「手紙」などの例を参考として挙げ、同和問題と、それに関連する職業差別問題を中心に、差別語を含む楽曲ではなく、差別問題を取り上げた(テーマとした)楽曲についての規制の有無について調査を行った。結果、4社中2社がこの項目に丸をつけており、決して低い数値ではないことが分かる。

なお、回答しなかった2社についてみると、D社についてはこの項目のみチェックが入っておらず、強い否定であることが分かるのだが、A社については「貼付資料参照」と記されているだけであり、特にこの項目が強く否定されているわけではない。添えられていた「内規」には、この項目に該当する条文がないことから、集計上はカウントしていないが、D社に比べれば、消極的な否定であるとも考えられるだろう。いずれにせよ、同和差別や職業差別など、その歌謡曲が単に差別語を含むというだけでなく、差別問題を取り上



げているという理由だけでも、依然として一部の放送局では放送規制の理由となるということが今回の調査によって明らかとなった。

3. 考察 ～放送禁止歌制度の課題

以上の調査結果から分かるように、沖縄県内の放送メディアにおいても、歌謡曲に対する自主規制は行われている。最後に、アンケート結果をふまえて、放送禁止歌制度の問題点と課題を考えてみよう。

3.1 歌謡曲規制の必要性

3.1.1 「表現の自由」を保障するための自主規制

放送禁止歌制度の問題点についてまず考察しなければならないことは、その制度の存在そのものの是非である。

放送禁止歌制度の存在について考察しようとする、まず気がつくことは、テレビ局やラジオ局における自主規制の対象は何も「歌謡曲」だけではないということである。民放連が作成する「日本民間放送連盟放送基準」の中には放送に関するさまざまな規制基準が記されており、その対象領域は「報道」「アニメーション」「コマーシャル」など幅広い。放送禁止歌制度の是非を問うためには、まず放送メディアにおける、音楽表現を含めた全ての自主規制の必要性について改めて考えておく必要があるだろう。

よく言われるように、民主主義社会は、国民の自由な政治的主張(発言)が保障されるころにおいてはじめて成り立つ。しかもその発言は一方的なものではなく、受け手によって自由に享受されることを前提としなければならない。つまり、誰もが自由に自分の考えを発言することができ、誰もが自由に他者の考えを知ることができる社会において、初めて民主主義社会は成り立つのである。よって、民主主義社会では、表現する権利とそれを報道する権利、さらにはその表現・報道を受け止める権利を保障されなければならない。日本国憲法第21条において明記される「表現の自由」という権利もまた、こうした内容の基本的権利を示したものである。この条文により、日本国民は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」を保障され、また国家(公的機関)は「検閲は、これをしてはならない」と規定されている。つまり、日本国内における国民の言論・表現活動は国家の干渉を一切受けることなく、原則として完全に自由な状態であることを保障されているのである。

しかしながら、こうした自由は決して絶対的、無制限なものではない。他の基本的人権が「公共の福祉」という観点から制限されるように、表現行為もまた他者の権利を侵害する場合には規制されなければならない。こうした考えから、法律によって禁止される表現行為もいくつか存在しており、刑法第175条や児童ポルノ法、広く考えれば、著作権法の一部なども、表現者以外の人物の権利を保護するために、表現者の表現の自由を制限する法律として機能していると言えるだろう。

とはいえ、国家が法律を制定し、「表現の自由」へと介入することは、表現者の側、具体的には、テレビ局やラジオ局、新聞社や雑誌社などの報道機関からみれば決して好ましいことではない。例えば、太平洋戦争中の日本がそうであったように、法律による、つまり国家による表現活動の規制は言論統制につながり、表現の自由や言論の自由の上に成り立つ民主主義そのものを揺るがす危険性がある。そもそも、「国家」とはいえ、最終的には政治家個人の集合体である。単純に国家の側からみるならば、政治的な主張、つまり政治的な批判を可能にする表現の自由という権利は邪魔なもの、目障りなものとも考えることができるのである。とすれば、国家という存在は、常にその体制を維持するために、報道、表

現活動に対する規制のきっかけを探しているとも考えることもできる⁴⁹。このことは、見方を変えれば、さまざまな理由をつけて表現活動への弾圧を行うものが国家であるということも可能なのである。

以上のように考えるならば、テレビ局やラジオ局において取り扱われる表現行為は、倫理的かつ自律的なルールにおいて取り締まられなければならない。仮に放送メディアにおいて表現の自由の濫用としか受け取られないような、反社会的な表現が垂れ流しにされたとすればどうなるだろうか。視聴者である国民はそうした表現に対して表現の暴走や無秩序を敏感に感じ取り、放送メディアにおけるさまざまな表現活動に対して嫌悪や反発を感じるようになるかもしれない。しかも、表現の自由という権利に対してそれほど高い意識を持たない多くの人々はこうした反感を、いともたやすく法律や条例などの公権力による強制的な取り締まりを求める意見へと転換させるだろう。国家にとってこうしたムードほど好都合なものはなく、ここに国家による表現活動への介入の好機が生じることになる。近年制定された「児童ポルノ法」、現在審議されている「青少年有害社会環境対策法案」や「人権擁護法案」もまた、行き過ぎたメディアの表現活動がもたらした結果であると言えるだろう。

つまり、テレビ局やラジオ局などの放送メディアにとっては、いくら表現活動の自由が憲法で保障されているとはいえ、行き過ぎた表現活動は、自らの首を絞めかねないという問題があるのである。ならば、放送メディアはどのような対策をとるべきなのだろうか。当然、「表現の自由」を守り、国家などの公権力による「表現の自由」への介入を防ぐ手段として必要になるものは、放送メディアによって自律的に行われる「自主規制」という制度である。

繰り返せば、自主規制とは「個人や団体が、他との摩擦や権力の介入を防ぐため、自発的にその活動の一部に制限を加えること」であると定義される⁵⁰。現在は表現に関するメディア全般において使用されているが、元々はジャーナリズム(報道機関=新聞社・テレビ・雑誌社)に関する用語として生まれたものである。

「規制」という言葉は一見「自由」という言葉に対立するようにも感じられる。しかし、自律的な規制は決して自由を損なうものではなく、むしろその自由を守るために存在している。逆説的ではあるが、放送メディアにおける表現活動が、国家による干渉、介入を受けられる可能性を宿命的に持つ限り、何らかの自主規制は常に必要なものとなるのである。

3.1.2 歌謡曲規制の実態と矛盾

以上のように、「表現の自由」という観点からみるならば、放送メディアが放送内容に対して何らかの自主規制を行うことは、国家からの不当な干渉を防ぎ、自立的な表現活動を行うという意味で必要なものであると考えられる。テレビ局やラジオ局といった放送メディアがマスメディアの一つであり、表現活動や報道の自由を保障する一つの装置であることを考えるならば、表現の自由を保障する上で、その規制の意味はさらに大きなものとなるだろう。

では、放送内容に対する規制の一つとして、「歌謡曲」という表現ジャンルへの規制が行われることについてはどうだろう。すでに述べたように、放送メディアが取り扱う表現活動は、歌謡曲の他にも、映画やアニメーション、広告、報道、バラエティなどさまざまである。しかし、数ある表現ジャンルの中で、「放送音楽などの取り扱い内規」のように、「日本民間放送連盟放送基準」において、その規制基準が別記されているケースは珍しい⁵¹。しかも、今回のアンケート調査の回答の中には、この内規のコピーが同封されており、現

⁴⁹ 公権力による報道活動への干渉の事例としては、2003年12月にイラクで殺害された日本人外交官2人の遺体の写真を『週刊現代』が掲載したことについて、「川口順子外相が発行元の講談社に対し厳重に抗議するとともに、雑誌の回収を申し入れる」という問題も報告されている。(「講談社に厳重抗議=外交官遺体の写真掲載で-外務省」『時事通信』2003.12.8)

⁵⁰ 『大辞林』三省堂, 2001(インターネット版)

⁵¹ 他には「児童向けコマーシャルに関する留意事項」のみ。

在でもこの内規が放送メディアにおいて重要な判断基準となっていることが伺える。つまり、他の表現ジャンルと比べて、歌謡曲については、特にその規制が重視されているとも考えられるのである。

とはいえ、こうした歌謡曲に対する特別扱いについては、疑問の声を寄せる機関がないわけではない。今回のアンケート調査でも、自由記入欄において、「歌謡曲」が自主規制基準の中で特別扱いされていることに対する問題点を指摘する意見もみられた。まずはその意見を紹介してみよう。

「アンケートをお送りしますが、基本的なことを若干申し上げておきます。「放送禁止歌」というジャンルは存在しないと考えています。芸術的な分野であっても、言語、そのほかの表現において、差別の助長や犯罪の奨励、虚偽の広告などをしないということは、放送というメディアに課せられた責務の一つとして、認識しております。歌曲であっても歌詞は、ことばによるものです。内容に人権を無視したり、公序良俗に反するものが含まれていれば、一般の発言やコメントと同列に扱う必要があると考えられています。貴研究室⁵²が歌曲を一般コメントや発言と別に扱う理由を知りたいものです」

この意見によると、放送規制はメディアに課せられた当然の責務であり、その対象の一つに「言葉」があると考えられる。歌謡曲に含まれる言葉にも「差別の助長や犯罪の奨励」につながる表現が含まれることがあり、そうした歌謡曲の放送については、一般のコメントなどと別に考える必要はない。よって、歌謡曲の規制は言葉の規制と同様に、当然存在しなければならないが、逆に言えば、「放送禁止歌」というジャンルは特別に存在する必要はないということになるのである。

確かに、過去の放送規制の状況を見る限り、メロディそのものに対する規制はほとんど例がなく、問題となるものは多くの場合「歌詞」である。つまり、言葉を理由として規制しているのであるから、歌謡曲だけを取り上げて「放送禁止歌」と呼び、さらにその規制の基準やガイドラインを作ることは無意味に感じられる。しかも、現在、各放送局が歌謡曲規制の基準としてよりどころとしている(と考えられる)「放送音楽などの取り扱い内規」の内容をみていただきたい(表8)。「放送音楽などの取り扱い内規」は、そもそもは「日本民間放送連盟放送基準」の61項の「歌謡曲などの取り扱いは、別に定める「放送音楽などの取り扱い内規」による」という条文を受けて作成されているものであるが、明記されている規制基準は、「日本民間放送連盟放送基準」の内容とほとんど同一のものとなっているという事実も確認できるのである。

表8 「日本民間放送連盟放送基準」と「放送音楽などの取り扱い内規」の対比

内容	日本民間放送連盟放送基準	放送音楽などの取り扱い内規
イデオロギー	(9) 国際親善を害するおそれのある問題は、その取り扱いに注意する。 (10) 人種・民族・国民に関することを取り扱う時は、その感情を尊重しなければならない。	1. 人種・民族・国民・国家について、その誇りを傷つけるもの、国際親善関係に悪い影響を及ぼすおそれのあるものは使用しない。
差別表現	(5) 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。	2. 個人・団体・職業などをそしるとか、軽蔑するとか、その名誉を傷つける表現をしているものは使用しない。
差別表現	(56) 精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。	3. 心身に障害のある人々の感情を傷つけるおそれのあるものは使用しない。
暴力・犯罪助長表	9章 暴力表現～10章 犯罪表現 ((65) 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱った	4. 違法・犯罪・暴力などの反社会的な言動を扱い、共感を覚えさせ、もしくは好

⁵² アンケートは「文化情報学研究室(代表伊佐常利)」として発送している。

現	りしてはならない。(67) とばくおよびこれに類するものの取り扱いは控え目にし、魅力的に表現しない。等)	奇心を抱かせるおそれのあるものは使用しない。
性表現	11章 性表現 ((72) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。(76) 全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現する時は、下品・卑わいの感を与えないように特に注意する。等)	5. 情事を露骨に、あるいは扇情的に表現しているもの、肉体関係を連想させるおそれのあるものは使用しない。 7. 男女の性的特徴を扱い、品位に欠けるものは使用しない。
反社会的表現	4章 家庭と社会 ((24) 結婚制度を破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。(25) 社会の秩序、良い風俗・習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わない。等) (49) 心中・自殺は、古典または芸術作品であっても取り扱いを慎重にする。	6. 不純な享楽や不倫な関係などを扱い、社会の秩序を損なうおそれのあるものは使用しない。 8. 頹廢的・虚無的・厭世的あるいは自暴自棄的で、著しく暗い印象を与えるものは使用しない。
不快表現	(48) 不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける。	9. 卑猥・不潔・下品・愚劣など、不快な印象を与えるものは使用しない。
全般	—	10. 表現が暗示的、あるいは曖昧であっても、その意図するところが民放連放送基準に触れるものは使用しない。

もちろん、「放送音楽などの取り扱い内規」が「日本民間放送連盟放送基準」を参考に作られたことを考えるならば、その内容が似通っていることは当然である。一部、「～な印象を与える」という表現が使われていることから、歌詞だけでなく、そのメロディに対する規制を感じさせる基準になっているとも考えられるが、各条項において、具体的に問題となる「旋律」の内容が特定されているわけではない。つまり、歌謡曲を「音楽」ともなう表現作品としてとらえ、規制しようという意識はこの条項からはとりたてて強く感じることはできないのである。

3.1.3 歌謡曲規制の限界

過去に何らかの形で放送上の規制を受けた多くの歌謡曲が、その旋律ではなく、その歌詞を問題視されていたことはすでに述べた。しかし、本来「歌」というものは、言葉だけでなく、メロディを伴う表現作品である。近年の音楽表現の多彩さを考えれば、過度に退廃的なイメージや虚無感、厭世感をメロディとして表現したものもあるだろう。歌詞に問題はなくとも、著しく下品な印象を与える旋律というものも存在するかもしれない。本来の自主規制理念から考えるならば、音楽表現の旋律部分についても、当然、放送規制の対象とするべきであるだろう。こうした点を考えるならば、単純に歌謡曲規制を、一般のコメントと同列に考えることはできないのかもしれない。

しかしながら、メロディに対する規制は非常に難しいという問題がある。確かに規制基準の中では「～な印象を与える」というように、歌詞以外の部分への規制に含みをもたせる内容となっているのだが、そもそも、ある歌謡曲の旋律に対して、「著しく暗い印象を与える」かどうか、また「不快な印象を与える」かどうかと判断する感覚には大変な個人差があり、客観的な判断というものは極めて難しい。こうしたあいまいな基準をもとに、その旋律を対象として歌謡曲規制を行うことは実際にはほとんど不可能となってしまうだろう。客観的な規制が可能となるものは、やはり言葉の問題であり、「歌詞」である。

とすれば、放送に関する自主規制制度において、わざわざ歌謡曲についても特別に基準も設ける根拠は大変希薄なものとなる。上に紹介した意見が指摘するように、音楽表現作

品の取り締まりは、数ある規制の中で特に歌謡曲だけを特別扱いして規制する必要性はほとんど感じられないのである。

3.2 規制方法にみる問題点と今後の課題

以上のように、現在の放送禁止歌制度には、主に使用されている民放連の自主規制基準が不明確であり、判断が困難であるという面から、メロディにおける問題性を理由とした規制は困難であり、特に歌謡曲だけを特別視して規制する必要がないという問題があると考えられる。とはいえ、「表現の自由」を守るという観点からみれば、放送メディアにおける自主規制は当然必要なものであり、歌謡曲を含む表現活動そのものへの規制が必要不可欠のものであることには変わりはないだろう。

例えば、わいせつな歌詞や差別語が含まれる歌謡曲があるとすると、メロディがおもしろければ、小さい子どもが何も考えずに口ずさんでしまうという問題もでてくるだろう。小さい女の子が「後ろから前からどうぞ～」と歌うのは不可解な風景であり、子どもが歌謡曲を通じて差別語を知らず知らずに覚えてしまう、ということにも問題があるだろう。テレビやラジオでは、確かにチャンネルを選択するという権利はユーザーに与えられているが、そのプログラムは事前には詳細までは分からないため、「不快な表現があれば見なければよい、聴かなければよい」という理屈は成り立たない。多くの人々が利用するテレビやラジオというメディアにおいて、品のない歌詞や誰かを傷つけたりするような言葉が含まれる歌謡曲を不用意に垂れ流しすることはやはり、マスメディアの責任を考えるならば、問題が大きいとすることができる。

しかしながら、現在の放送禁止歌を含む自主規制のシステムに全く問題がないわけではない。自主規制の制度そのものの必要性については認めるとしても、現在の放送メディアにおける規制方法は決して望ましいものではないと筆者は考えているのである。以下、放送禁止歌制度にみる問題点をふまえて、望ましい自主規制の方法を提案してみよう。

3.2.1 表現者と第三者による審議

第一の問題点は、問題性を持つ歌謡曲の取り扱いにおいて、なぜその放送の可否を放送局側が独断で決定するのかということである。アンケート調査結果から分かるように、現在の歌謡曲規制は、民放連の基準を参考に、最終的には番組制作担当者や制作責任者など、各放送機関内部において決定されていると考えられる。しかしながら、こうした規制のあり方は他の業界と比較して、決してフェアなものではないように感じられる。

現在の沖縄県内の各放送局のように、番組担当者を中心として放送局側の人間だけが放送するか、しないかを判断するというシステムは、憲法に裏付けられた「報道」という責務を担うラジオ局やテレビ局にとって正しいことなのだろうか。仮に放送を規制しなければいけない楽曲があるとしても、その判断を放送局側だけが行うならば、そうした対応は視聴者の立場にも歌手の立場にも立っていないと言えるのではないか。

例えば、ゲーム業界の自主規制機関である CERO では、ゲームソフトの販売を決定するための決定がなされるのだが、その審査を行う構成員は、「広く一般から募集」されており、「20才代～60才代までのさまざまな職業の男女で構成されて」いる。「審査員の性別や年代などの属性」については「偏りがないように配慮」されており、「事前に CERO によるトレーニングを受けて」はいるが、「ゲーム業界と関連のある方は採用しておりません」とあることから、第三者の意見を聞いた上で自主規制が決定されるシステムとなっていることが分かるだろう⁵³。一方、映画業界の自主規制団体である「映倫」では、製作された映画を商業映画館において公開する場合に事前に審査を行い、入場に関する年齢制限を決定

⁵³ コンピュータエンターテインメントレーティング機構作成「年齢別レーティング制度とは？」
<http://www.cero.gr.jp/rating.html>

しているが、審査の構成員は原則として「映画界以外の第三者の人達(8人)」である⁵⁴。しかも、映倫の審査においては、映画制作者が映倫に出向き、その製作意図などを弁明する機会も与えられており⁵⁵、近年では、脚本段階で問題が指摘されても、完成段階において審査が再度行われ、年齢制限が見直されるケースもでてきている⁵⁶。

メディアは異なるが、表現者が何らかのメッセージを込めて制作した表現作品を多くのユーザーに届けるという意味では、放送業界は、ゲーム業界や映画業界となんら変わりはない。ならば、歌謡曲規制の決定において、表現者や視聴者の意見を聞くことは決して不可能ではないし、的外れなことでもないのではないか。

もちろん、放送業界においても、その倫理を保つことを目的として、外部機関として「放送倫理・番組向上機構」⁵⁷を設立している。この機関は「放送による言論・表現の自由を確保しながら、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情、特に人権や青少年と放送の問題に対して、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与すること」を目指している⁵⁸。各委員は放送事業者とは無関係の第三者から選出されており、ホームページや委員会に電話で寄せられた視聴者からの意見を参考として、「放送局に事実の確認をしたり、時には見解を求めたりする作業」⁵⁹を行っていることから、一見、第三者による審査と表現者への意見聴取という、他の業界と同等の仕組みを確立しているように見える。しかし、この委員会が行う活動は基本的には(現状をみる限りでは)すでに放送された内容に対する抗議であり、放送メディアの行き過ぎた表現活動を正すことにある。つまり、放送された内容を監視することで、問題表現に対して事後的な申し入れを行い、そうした申し入れを通じて、放送倫理全体を向上させようというシステムとなっているのである。

「放送倫理・番組向上機構」の Web サイトの中では、これまで放送局に対して見解を求めたケースも紹介されているが、歌番組内の表現が問題になることはあっても⁶⁰、放送された歌謡曲そのものへの批判はみられない。また、事後的な規制の申し入れを主な活動とすることから、放送前に放送局内部で決定された歌謡曲の規制について申し入れを行うということもない。放送表現を放送業界からは独立した外部機関において審査し、その倫理向上を目指すという理念そのものは必要なものであるが、「視聴者の基本的人権」を擁護するためには、すでに放送された内容の問題性を問うだけでは不十分であると筆者は考える。

繰り返せば、必要なものは、行き過ぎた表現だけでなく、行き過ぎた規制もまたその対象とする審査機関である。歌謡曲規制においてもまた、表現者の意見を確認する場を設けた上で第三者による審査を行うことができるような仕組みを考える必要があるだろう。

3.2.2 規制理由の公表

歌謡曲に対する規制は、実質的には言葉(歌詞)に対する規制である。放送上、使用する言葉に関する問題は、一般のコメントであれば、同じ意味を持つ他の言葉へと言い換えればある程度解決されるだろう。しかし、歌謡曲の場合は、作詞者がその言葉を選択している時点ですでに大きな意味が含まれていることが多い。よって、歌謡曲の歌詞に何らかの問題性が含まれる場合には、ただ言い換えをすればすむというわけではない。高田渡氏が

⁵⁴ 「映倫に行く」『不登校新聞』<http://www.futoko.org/top/kodomo/kodomo%200601%20no6.html>

⁵⁵ 深作健太著「実録!? 映倫バトル」制作委員会編『バトルロワイアルインサイダー』大田出版, 2000, p576-581

⁵⁶ 「映倫異例、中島美嘉初映画のR-15撤回」『日刊スポーツ』2003.7.22

⁵⁷ 通称「BPO」または「放送倫理機構」とも呼ばれる。

⁵⁸ 「BPO 機構の説明」<http://www.bpo.gr.jp/bpo/index.html>

⁵⁹ 「放送局とのやりとり」<http://www.bpo.gr.jp/youth/f-answer.html>

⁶⁰ たとえば、TBS系歌番組『うたばん』(毎週木曜日8時~)に対しては次のような苦情が寄せられている。「ZONEに対する、石橋貴明氏のあだ名付けは明らかにセクハラだ。本人の抗議にも関わらず、笑い者になっている構図を心なくも放送するTBSは社会的責任を果たしていない。もし自分の子どもがこのような扱いをされていたらという思い、また、それを放送することによる人権侵害に心及ばない放送関係者の人格を疑う。報告を求めたい。(2002年3月29日 男性43歳長崎)」

語るように、歌詞の一部を変えなければ放送できないならば、無理に放送しなくてもいい、と考える歌手も少なくないと考えられるのである。

とすれば、歌詞に対する規制は、そのまま、楽曲を表現する場を歌手から奪い取ってしまうことを意味する。つまり、歌謡曲の表現者にとって、その作品が規制の対象となることは大変重大な決定であるということになるだろう。そして、このことはもちろん、規制する側にも重大な責任があるということも意味している。歌謡曲もまた表現作品の一つであることを考えるならば、その放送の可否を決定することは、表現者が持つ表現活動を制限することを意味する。そうした決定は当然安易なものであってはならず、明確な基準の下で、明確な理由がある場合に限って極めて慎重に判断されなければならないはずである。

では、現在の放送禁止歌制度において、こうした慎重な決定はなされているのだろうか。筆者は放送業界の内部に詳しい立場にはないが、森達也氏のレポートや、今回のアンケート調査の結果を見る限り、歌謡曲規制の決定の場においては、安易な判断が行われていると言わざるを得ない現状も見えてくる。

過去の要注意歌謡曲指定制度においてもそうであったように、放送規制において特に問題と考えられる点は、放送禁止等の措置を受けた場合に、その理由がはっきりと知らせてこなかったということである。森達也氏によると、過去に放送禁止の取り扱いを受けたことがある歌手の多くはその理由をはっきりとは理解していないという。当然、こうした規制のあり方は、放送メディアに対する音楽表現者の不信感を招くことになるだろう。

また、規制の理由を公表する必要がないとするならば、規制を行う側が本来感じなければならぬはずの緊張感は次第に薄れ、無批判で安易、かつ形式的な自主規制が無意味に繰り返される可能性もないとは言いきれない。ここでの自主規制は、「表現活動の自由を守る」というシステムではなく、単に表現の自由を侵害するだけのシステムとなってしまう。こうした規制のあり方は、放送メディアによる視聴者への裏切りであり、表現の自由、報道の自由という責務を考えると、決して望ましい方法であるとは考えられない。歌謡曲に対する規制の理由を、何らかの形で表現者、または視聴者へと公表することは、こうした悪循環を断ち切る上で非常に重要な役割を担っていると考えられるだろう。

3.2.3 放送メディアに課せられた責任の自覚

すでに述べたように、放送メディアは、表現の自由を守るためにその放送内容に対して責任を持ち、その責任を果たすためにさまざまな自主規制を行わなければならない。しかし、放送メディアは、放送という手段を通じて、ある表現者のメッセージを広く伝達する責務も担っているはずである。民主主義社会を支える賢明な判断は、当然、さまざまな主義、主張を自由に受け取ることができる権利が保障されている状態の上に成り立つ。自由な報道が自由で公平な判断の基礎になることを考えれば、放送メディアが考えなければならないことは、自主規制によってメディアの側の表現の自由を守ることだけではない。自主規制は表現の自由を守るための手段として必要不可欠であるが、同時に、表現者の権利を制限し、国民の知る権利を侵害する側面もはらんでいる。そうした意識もまた、常に放送メディアにたずさわる人間は持ち合わせていなければならないはずである。

近年、マスメディアの「情報操作」に関する問題が取り上げられることが増えている。現実存在する何らかの表現行為や情報を放送しないという決定は、放送メディアが持つ責務を考えるならば、重大な決断でなければならない。ある歌謡曲を放送禁止にするか、放送時間帯を制限するかどうか、という決断も、本来であるならば、多くの議論、そして慎重な議論を重ねた上で決定しなければならない事柄であるだろう。

こうしたことを考えるならば、放送禁止歌制度においても、放送局が独断で判断するという方法は大変危険である。少なくとも視聴者やその歌を制作した歌手やレコード会社の意見を聞き、話し合いの場を設けた上で決断しなければならないはずである。しかしながら現実はどうだろうか。沖縄県も含めて、現在の放送メディアでは、歌謡曲というものが、放送局の独断で闇に葬り去られていると言っても過言ではないのではないのか。

歌謡曲規制において安易な判断がなされる背景には、放送局側の意識の低さがあると考えられる。森達也氏が指摘するように、これまでの放送禁止歌をめぐるさまざまな問題は、「メディアにかかわる一人一人」の、「数字の「4」を示す指先に条件反射でモザイクをつけるような、そんな愚かなレベル」の意識によって生み出されたものであったという⁶¹。そこには、表現の自由を保障する装置としての放送メディアの責務に対する意識はほとんどない。歌謡曲規制は、すでに何十年も前から放送メディアへのクレーム処理を簡易に処理するための制度へとすり替わっており、「表現の自由を守る」という本来の目的を失ってしまっていると考えられる。放送関係者は、今一度、歌謡曲をはじめとしてさまざまな表現活動に対する自主規制の意味と重さを自覚する必要があるだろう。

3.3 放送禁止歌をテーマとしたラジオ番組製作

沖縄県内においてもまた、放送禁止歌制度は、形を変えながらも今も根強く存在し、メディアにおいて放送されない楽曲が数多く存在している。今回は調査対象としていないが、おそらくは他の地域においても同様の制度は確実に存在するだろう。しかし、多くの人々は、放送されない楽曲の存在を、特に気にとめることなく、テレビやラジオなどの放送メディアから伝えられる情報を、世の中にあるすべての情報であるかのように錯覚して受け取っている。そして、多くの人たちは、数多くの放送禁止歌が伝えようとしていたさまざまなメッセージを受け取る機会を得ることもなく、日々の生活を送っているのである。

筆者は、以上のような放送禁止歌制度が抱えるさまざまな問題を多くの人たちに考えてもらいたいという願いから、同じゼミに所属する友人たちとともに⁶²、2003年11月2日に、玉城毅先生⁶³のご指導の下で、「FM たまん」という地域FM放送局にて、「放送禁止歌」をテーマとした番組を製作することとした。番組の中では、本論文で取り上げた「手紙」や「自衛隊に入ろう」も放送している⁶⁴。最後に、放送当日に使用した台本をもとに作成した進行表を掲載してみたい。

表9 ラジオ番組進行表

番組名： 「沖国大ラジオゼミ～放送禁止歌ってなに？」			
放送日時： 2003年11月2日(日) 午後2時～3時(1時間枠)			
時間	コーナー	概要	放送する歌謡曲
14:00	オープニング	挨拶、出演者の自己紹介、番組趣旨の説明、本日のテーマの紹介	ピンクレディー「SOS」(冒頭部分のモールス信号はカット)
14:03	コマーシャル1		
14:05	放送禁止歌とは?	放送禁止歌制度の歴史と現状の説明	なし
14:10	放送禁止歌の種類1	猥褻歌謡、不謹慎な歌、よく分からない理由で規制された歌の紹介	畑中葉子「後ろから前から」 / 長谷川きよし「心中日本」
14:20	コマーシャル2		

⁶¹ 森達也著『放送禁止歌』解放出版社、2000、p174 「野球漫画では、バットを握る手を描くときにも指を5本描くように訂正させられる。(中略)指の不自由な人への配慮からか(中略)は知らないが、リアリティさえもねじ曲げる規制である」(幸森軍也著「漫画の表現規制に見る言葉狩り」『筒井康隆の逆襲』現代書林、1994より)

⁶² 当日の出演者は伊佐の他に、仲松寛文、比嘉航、有銘秀卓(沖縄国際大学総合文化学部日本文化学科)、山口真也の計5名。

⁶³ 沖縄国際大学非常勤講師(「地域情報社会論」担当)、具志川民族博物館嘱託職員

⁶⁴ 当日の放送内容(台本)は「沖国大ラジオゼミ」として、<http://www.okiu.ac.jp/sogobunka/nihonbunka/syamaaguchi/radio2003-1.html>にて公開している。

14:22	放送禁止歌の種類2	プロテストソングの紹介、プロテストソングとは?	高田渡「自衛隊入ろう」／フォーククルセダーズ「イムジン河」
14:30	放送禁止歌の種類3	差別語を含む歌と差別問題をテーマにした歌を紹介	高田渡「生活の柄」／岡林信康「手紙」
14:37	コマーシャル3		
14:45	放送禁止歌制度の是非	放送禁止歌制度の必要性、問題点、課題、望ましい歌謡曲規制の方法とは?(出演者全員で議論する)	なし
14:53	コマーシャル4		
14:55	エンディング	出演者の感想、来週の予告、最後に放送禁止歌を1曲放送	三輪明宏「ヨイトマケの唄」

おわりに

先日、沖縄を舞台にした映画『ナヴィの恋』で知られる中江裕司著監督が作成した映画の中で使用された「満州娘」という歌が、その映画を紹介したテレビドキュメンタリーにて放送される際に、放送禁止扱いになったという記事を目にした⁶⁵。「放送禁止歌」は決して過去の問題ではない。

思いのままに詩を書き、曲を作り、歌をうたうという行為もまた立派な表現行為の一つである。そうした表現行為を私たちに伝えることも、テレビ局やラジオ局が担う社会的責任の一つであろう。仮にテレビ局やラジオ局が表現者のメッセージを規制する必要があるとしても、そこには慎重な判断と大きな決断がなければならないはずである。

3.3でも紹介したように、筆者は、2003年11月に「放送禁止歌」をテーマとしたラジオ番組をゼミの友人らとともに放送した。その番組の中では、放送禁止歌と伝えられる歌謡曲の中でも特に放送禁止にする理由がないと考えられる楽曲(プロテストソング)を中心に選択して何曲かオンエアしたが、放送内容に対するクレームというものは一切なかった。『放送禁止歌』の著者である森達也氏も言うように、音楽表現を規制する明確な理由というものはそれほど数多くは存在しないのである。

今回、放送禁止歌の歴史を調べるにあたり、筆者は過去に放送禁止の指定を受けた歌をレンタルショップや中古レコードショップで購入して聴いてみたが、どれも心を動かされる、とてもいい歌であった。「放送禁止歌には名曲が多い」という言葉もある。こうした名曲が、曖昧な基準、曖昧な判断でメディアから消えていくことは、音楽を愛する一人としてどうしても納得することができない。

今回の研究では、これまでの放送禁止歌制度の歴史をふまえて、沖縄県内の放送メディアにおける歌謡曲規制の現状を調査し、その課題を論じてきた。本論文が、「放送禁止歌」という存在を多くの人に知ってもらい、その問題について考えるきっかけとなってくれば、と筆者は強く願っている。(2004年1月31日)

謝辞

今回の研究は、沖縄県内のテレビ局、ラジオ局の方々のご協力がなければ完成することはできませんでした。また、アンケート欄には、こちらが想定していない問題についての

⁶⁵ 中江裕司著『沖縄おじいおばあの極楽音楽人生 日本一の長寿バンド白百合クラブの半世紀』実業之日本社, 2003

ご意見も多数ご記入いただき、放送禁止歌問題に対する考察がより深いものとなりました。ご多忙の中、ご回答いただき、どうもありがとうございます。また、放送禁止歌をテーマとした番組制作にご理解をいただいたラジオ局「FM たまん」のスタッフの皆様にもこの場を借りて深くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

参考文献

- 上原敬美著「『映倫』に関する一考察～『映倫』の変化とその背景～」『文化情報学研究』第1号, 2003.4, p1-16
小林のしより著『差別論スペシャル』(幻冬舎文庫), 幻冬舎, 1998
下田伸介著「音楽表現の自由に関する一考察～ヒップホップ表現をめぐる～」『文化情報学研究』第1号, 2003.4, p17-32
橋本健午著『有害図書と青少年問題—大人のオモチャだった“青少年”』明石書店, 2002
森達也著・デーブ・スペクター監修『放送禁止歌』解放出版社, 2000

資料

2003年10月10日

関係者 各位

放送禁止歌に関するアンケートのお願い

沖縄国際大学総合文化学部
日本文化学科文化情報学研究室

拝啓 仲秋の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

私たち、沖縄国際大学総合文化学部日本文化学科文化情報学研究室は、今回、FM たまんのラジオ番組「沖国大ラジオゼミ」(2003年11月2日放送)で、放送禁止歌に関する番組を放送することになりました。番組の中では、「知る自由」と放送メディアの関係について、沖縄県内での自主規制の現状と課題を取り上げてみたいと考えております。放送メディアの自主規制のついで、「放送禁止用語」制度と同じようなものとして、歌の中にタブーになる事情や不謹慎な歌詞が含まれることから、放送できない歌の放送を規制する「放送禁止歌」という制度があると聞いています。つきましては、沖縄県内の放送メディア各位に、この放送禁止歌制度に関するアンケートのご協力をお願いいたします。

このアンケートは各放送局宛に手紙と電子メールの両方でお送りしております。調査にご協力いただける場合は、返信用封筒、もしくは電子メールにて■@okiu.ac.jpまで、10月26日(日)までにお送りください。

なお、アンケートの結果は、研究用資料として、またFM たまんのラジオ番組にて、局名を伏せて公開させていただくほかは一切使用いたしません。

敬 具

■問い合わせ先
〒901-2701 沖縄県宜野湾市宜野湾2-6-1
沖縄国際大学総合文化学部日本文化学科文化情報学研究室(山口真也研究室)
代表者: 沖縄国際大学総合文化学部日本文化学科 伊佐常利

放送禁止歌に関するアンケート調査
(作成: 沖縄国際大学総合文化学部日本文化学科文化情報学研究室)

放送局名	担当者ご氏名	回答日
		2003年10月 日

アンケートの結果はFMたまんのラジオ番組にて、局名を伏せて公開させていただきます。

Q1. 視聴者から曲のリクエストがあったときに、その曲が放送できるかどうかのチェックは行っていますか?
1) 行っている 2) 行っていない

Q1で「1」行っている」と答えた方にお伺いします。

Q2. 放送前のチェックは誰が行っていますか?
1) 専門の部署(その名称:)
2) 番組の製作担当者 3) そのほか()

Q3. どのような内容の曲が規制の対象となりますか?
1) 猥褻な表現を含むもの
2) 歌詞に犯罪を助長する表現を含むもの
3) 歌詞に差別語や差別表現を含むもの
4) 同和問題(部落差別問題)や職業差別問題などをテーマとしたもの
5) プロテストソング(反政府・反権力・イデオロギー・皇室批判)
6) そのほか()

*規制の例については
<http://www.okiu.ac.jp/sogobunka/nihonbunka/syamacuchi/housu.htm> をご参照ください。
ご協力ありがとうございました。

平成15年11月11日

関係者 各位

**沖縄県内の放送禁止歌制度に関する
アンケート調査の結果報告とお礼**

沖縄国際大学総合文化学部日本文化学科
文化情報学研究室・伊佐常利

拝啓 晩秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。先日はお忙しい中、アンケート調査にご協力いただきありがとうございました。ご協力いただいたアンケート調査の結果は、貴重な研究資料として使用させていただきます。

アンケート調査をもとに、沖縄県内の放送メディアにおける放送禁止歌制度の現状と課題について分析を行い、11月2日、地味FM「沖国大ラジオゼミ」(FM たまん/14時~15時)にて、「放送禁止歌ってなに?」という題目の番組を制作し、調査結果を発表いたしました。放送当日は、過去の放送禁止歌制度と歴史、代表的な放送禁止歌の紹介、討論など、1時間番組にさまざまなコーナーを詰め込んだため、アンケート結果を十分に紹介する時間が足りなくなるというハプニングもありましたが、今回の番組制作を通じて沖縄県内の放送メディアの放送曲規制状況について考える有意義な機会を得ることができました。

今回の調査では、依頼から回答までの期間が短かった上、突然の依頼でしたので、回答してもらえなかった不安がありましたが、ご回答いただきまして、本当に感謝しています。どうもありがとうございました。

詳細につきましては、当日の台本を同封いたしますので、もしよろしければご覧ください。

敬 具

1. アンケート依頼文書(左上)
2. アンケート用紙(右)
3. アンケート礼状(左下)